

2018年度版

営農型太陽光発電 取組支援ガイドブック

Farming photovoltaics (FPV)



写真提供: 千葉エコ・エネルギー株式会社

農林水産省

はじめに

「営農型太陽光発電」とは

作物の生育に適した日射量は、作物の種類によって異なります。営農型太陽光発電は、太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。

作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。

本ガイドブックについて

本ガイドブックは、農地を有効活用し、営農型太陽光発電を始めたいと考えられている皆様が円滑に取り組むための手引きとして利用していただくことを目的とするほか、その取組を支援する自治体や金融機関の皆様の参考とすることを目的としています。

そのため、営農型太陽光発電の取組事例や必要な手続き、取組を支援するための制度等を紹介しています。

目次

1. 営農型太陽光発電 取組事例集 1 頁
全国の農業者が取り組む事例を、類型別に紹介しています。
2. 営農型太陽光発電を始めるには（取組フロー） . . . 18 頁
農業と太陽光発電それぞれに必要な手続き等を紹介しています。
3. 営農型太陽光発電取組チェックリスト 21 頁
事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています。
4. 相談窓口の紹介 25 頁
農林水産省に設けられた相談窓口を紹介しています。
5. 自治体支援メニューの例 28 頁
全国の自治体から回答いただいた支援の取組を紹介しています。
6. 金融機関支援メニューの例 35 頁
全国の金融機関に回答いただいた支援の取組を紹介しています。
7. 国の支援施策 58 頁
営農型太陽光発電の取組にも活用可能な国の支援施策を紹介しています。

1. 営農型太陽光発電 取組事例集

全国の農業者が取り組む事例を、類型別に紹介しています。

営農型太陽光発電 取組事例集(一覧)

番号	事例名(営農者名)	中山間地	認定農業者	未利用農地(荒廃農地)	発電出力(kW)	品目	所在地
1	中山間地での持続的な暮らしを提案する茶栽培(池田亮氏)	○	-	-	49.5	茶	静岡県 浜松市
2	取組を機にパネル施工事業者が農業参入、未利用地を解消(オービットワン)	○	-	○	800	野菜 (畑わさび)	岩手県 紫波町
3	あんぽ柿等加工施設に係る光熱費を実質的に圧縮(山内果樹園)	-	○	-	30	水稲	福島県 会津若松市
4	地域の荒廃農地の解消と地域農業の継続を目指す！(Three little birds)	-	○	○	49.5	大豆	千葉県 匝瑳市
5	パネル下のかんきつ栽培を研究、生産性や品質の向上を達成(三孝農園)	-	○	-	49.5	果樹 (かんきつ)	和歌山県 有田川町
6	太陽光発電と水稲育苗の両立で集落営農の経営安定(木津みずほ生産組合)	-	○	-	60.3	水稲(苗)	新潟県 新潟市
7	米どころが水田で営農型太陽光発電を実証、地域活性化へ(ローカルフレッシュ)	-	○	-	63.4	水稲	秋田県 井川町
8	震災から復興へ、取組を機に専業農家に(齋藤広幸氏)	-	○	-	219	水稲、 大豆	福島県 川俣町
9	太陽光発電と農業の多角経営に取り組む集落営農(サンビレッジ四万十)	-	○	-	927	野菜 (はずいも等)	高知県 四万十町
10	ハウスでの水耕栽培と組み合わせた高収益農業への挑戦(ファームクラブ)	-	○	○	1,423	野菜 (レタス等)	群馬県 高崎市
11	営農型発電の売電収入を活用した市民協働による農地の利用促進(古家義高氏)	-	-	-	47	野菜 (かんしょ)	兵庫県 宝塚市
12	パネル下で観光農園を経営、若者へ新たな農業スタイルを提案(五平山農園)	-	-	-	49.5	果樹 (ブルーベリー)	千葉県 いすみ市
13	経営安定で農業機械を導入し効率化、自身をモデルに地域活性化(守屋栄治氏)	-	-	-	49.5	茶	神奈川県 小田原市
14	農家と市民組織が共同で発電設備を運営(合原有機農園)	-	-	-	49.5	水稲	長野県 上田市
15	花き栽培の可能性を拡大、経営安定で積極投資(小森谷ナーセリー)	-	-	-	1,000	花 (スイセン等)	千葉県 千葉市

【事業概要図の凡例】

→ (実線矢印)：モノ、サービス等の流れ
 ----> (点線矢印)：金銭の流れ

青字：営農者(発電事業者)の収入に係る記述
赤字：営農者(発電事業者)の支出に係る記述

事例 1 中山間地での永続的な暮らしを提案する茶栽培

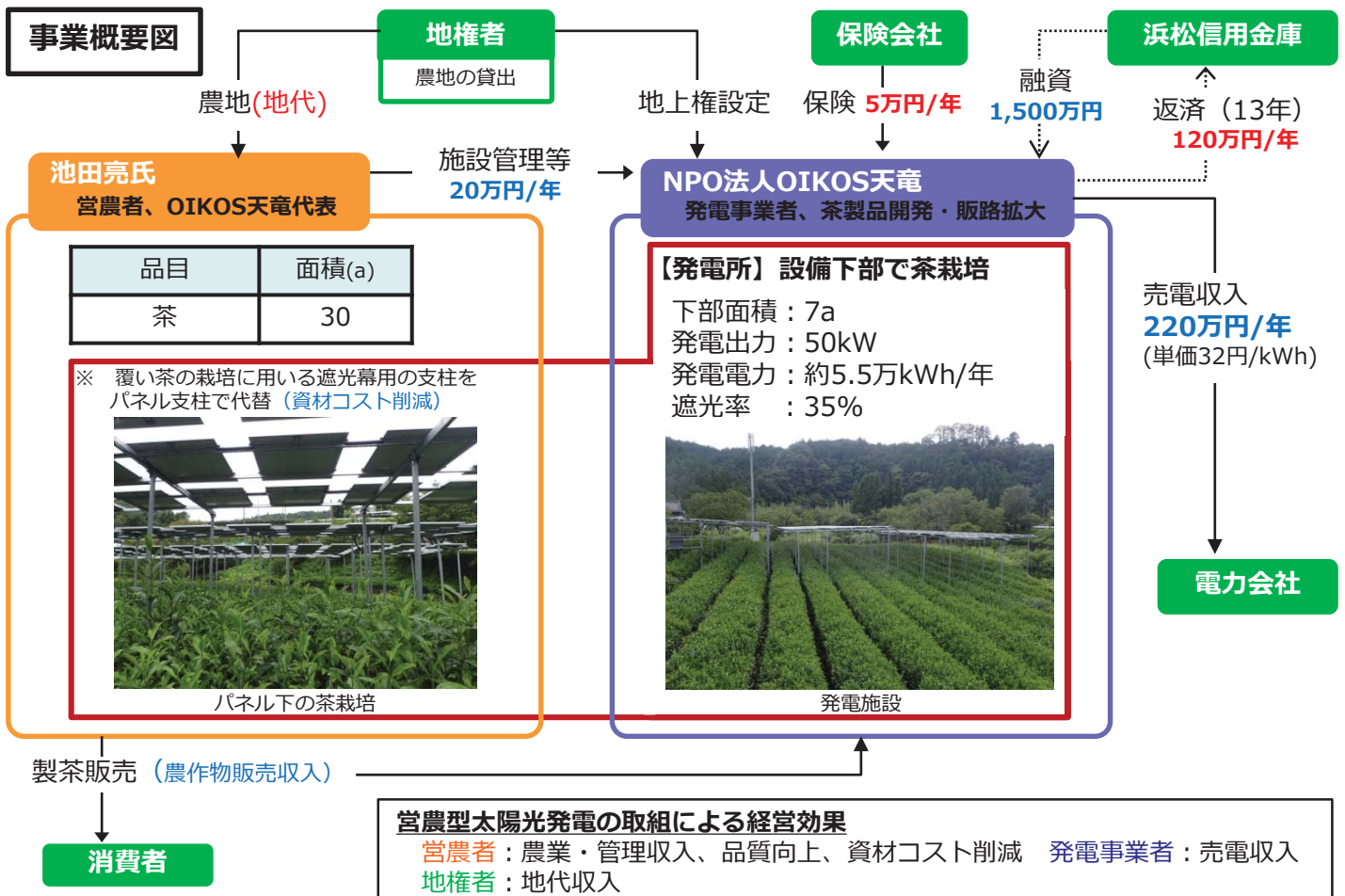
中山間地 茶
 静岡県浜松市
池田亮氏
 (個人事業者、NPO法人OIKOS天竜代表)

農業経営の経過、課題

- 浜松市天竜地区の中山間地は茶産業や林業が盛んな地域。池田亮氏は天竜地区の山での暮らしに惹かれ、都市部から脱サラして移住。以来約30年、茶の栽培を行っている。
- 豊かな天竜地区も、茶産業の衰退や地域住民の高齢化等により放置される茶畑が目立つようになってきた。事態を憂慮した池田氏は茶畑の放置を食い止めようとしたものの、個人としての取組に限界を感じた。
- そこで、仲間とともに後継者育成事業と茶製品開発等の新たな産業開拓を目標とする「NPO法人 OIKOS天竜」を組織。里山の再生と自立に取り組むこととした。

営農型太陽光発電取組の経緯、内容

- 池田氏とOIKOS天竜は、茶畑を大きく変えることなく現金収入を得る手段として営農型太陽光発電に着目。
- 法人の信用力で浜松信用金庫から資金を調達し、従来から茶栽培が行われていた農地に発電設備を設置(2017年運転開始)。
- パネル下では池田氏が茶を栽培。遮光条件下で良く成長し、色が濃く品質の良い茶を収穫できた。また、抹茶向けの覆い茶に使用する遮光幕について、通常は専用の支柱を設置して張るものを、発電設備の支柱を利用することで資材コスト低減につながった。
- OIKOS天竜は池田氏に施設管理を委託し、管理費等を支払い。また、パネル下の茶を買い取り、新たな茶製品の開発等を行っている。



農業経営への効果、今後の展望

- 都会のオアシス的な役割としての山の暮らしの提案と、移住希望者に働く先の提供など、今後も中山間地での暮らしが永続できる可能性を示していきたい。また、本事業を中山間地への移住や就農を考える若者のモデルとして普及したい。
- 今後、抹茶の海外輸出を予定。新たな茶製品の開発に取組ながら、放置茶園の再生、茶の高付加価値化等を検討していく。

事例 2 取組を機にパネル施工事業者が農業参入、未利用地を解消

中山間地 未利用地 野菜

岩手県紫波町
(株)オービットワン
 (代表: 佐藤大実氏)

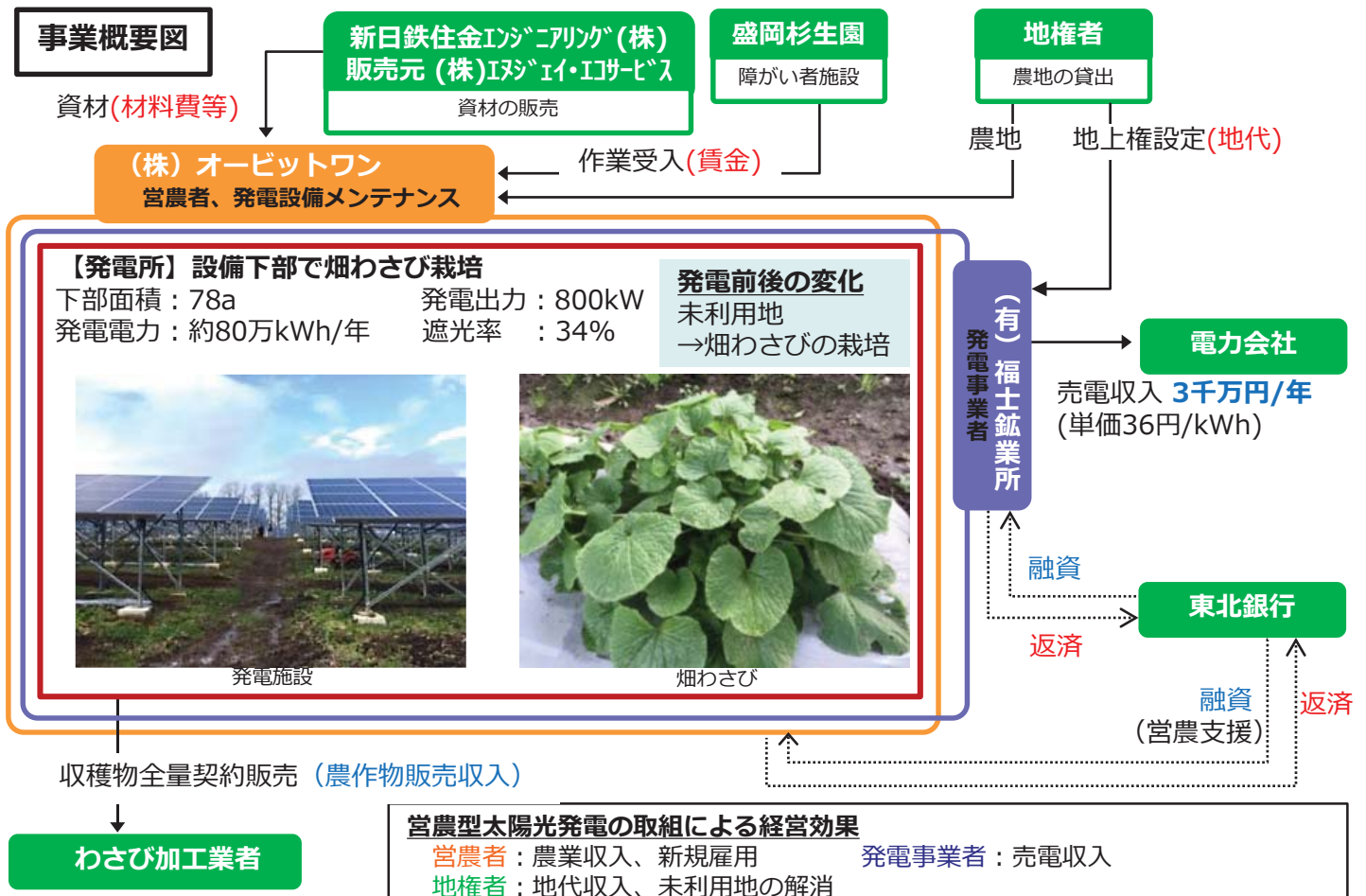
農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 紫波町は北上川の豊かな流れに恵まれた県内有数のそば、麦の産地であり、畑わさび等の野菜栽培も盛んに行われている。一方、農業者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加。
- オービットワンは太陽光発電システムの設計、施工等を手がける地元紫波町の企業で、東日本大震災後、復興住宅と太陽光発電を手がける中で、農業と発電を両立可能な営農型太陽光発電に注目。
- 営農型太陽光発電に取り組んだ土地は、営農者の高齢化と後継者不在のため耕作放棄地となっていた。オービットワンは地権者から声をかけられ、営農型太陽光発電の取組の下、農業参入を決意。新たに営農専従の従業員を雇用。

営農型太陽光発電取組の内容

- 発電事業は地元の採掘業者である有限会社富士鉱業所が引受。メンテナンスはオービットワンが実施。
- これまで農業の経験がなかったものの、地元の特産品であれば営農指導が受けられることや販路があることからパネル下で「畑わさび」を栽培。
- 栽培に当たって東北銀行から運転資金の支援を受け、生産資材や農業機械を整備。
- 当該地は中山間地で、高い標高を好む畑わさびに好適。現在、生育状況は良好。
- 農作業はオービットワン社員3名のほか、障がい者施設(盛岡杉生園)と契約して作業受入。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- オービットワンは、自分たちに出来ることをと思い農業を始めたところ、「農業は楽しい」ことに気がついた。そのため、本取組を機に営農事業を拡大していく意向。
- 今後、隣接地でいちご栽培に取り組む他、2018年6月に農業法人「合同会社オービットファーム」を設立しており、遠野市で東北銀行、SBIエナジーの協力の下、大規模営農型太陽光発電の取組を計画。

事例 3 あんぽ柿等加工施設に掛かる光熱費を実質的に圧縮

認定農業者

水稲

福島県会津若松市
(株)山内果樹園
(代表: 山内清則氏)

農業経営の経過、課題

- 山内果樹園が位置する門田町御山は会津盆地の南側斜面に位置する扇状地で果樹作に適し、早くから機械化に取り組む先進地域。特産のかきをブランド化して生産に取り組んできた。
- 当果樹園もかきを中心に、水稲等の栽培やあんぽ柿の生産に取り組み、ネット等を通じて直接販売してきた。
- 東日本大震災を契機に、「新しいことに取り組まなければ生き残れない」と決心。2012年に法人化、6次産業化に着手し、加工施設や乾燥機等を導入。しかし、加工部門の拡大により増加する光熱費が課題であった。

営農型太陽光発電取組の経緯、内容

- 加工施設の光熱費を再生可能エネルギーによって賄えないか検討する中、農地を維持しながら発電可能な営農型太陽光発電の取組を知り、地元の設置業者に調達から設置を依頼。
- 2015年、県の補助金と日本公庫の融資を活用して水田一筆に太陽光パネルを設置。
- 太陽光パネル下で、従来より作付けしていた「ひとめぼれ」を栽培。パネル支柱をトラクタ等農業機械が入れる高さに設計したほか、畝から支柱まで5m空けることで農業機械の旋回を可能としており、農業作業に影響がないよう工夫。
- 慣行通りの肥培管理を行い、収量は地域平均より1割減となったものの、品質は全量1等米相当を維持し、全てネットで直接販売している。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- 従来通りの農業を続けながら、発電した電気を売電することにより、加工部門で使用する電力を実質的に圧縮。東日本大震災からの復興に向けて、加工部門の拡大に前向きに取り組めるようになった。
- 今後は、農業体験の受入の機会等で紹介するなど、営農型太陽光発電の取組を自社のPRIに活用していく。

事例 4 地域の荒廃農地の解消と地域農業の継続を目指す！

認定農業者

荒廃農地

大豆

千葉県匝瑳市

Three little birds (合)

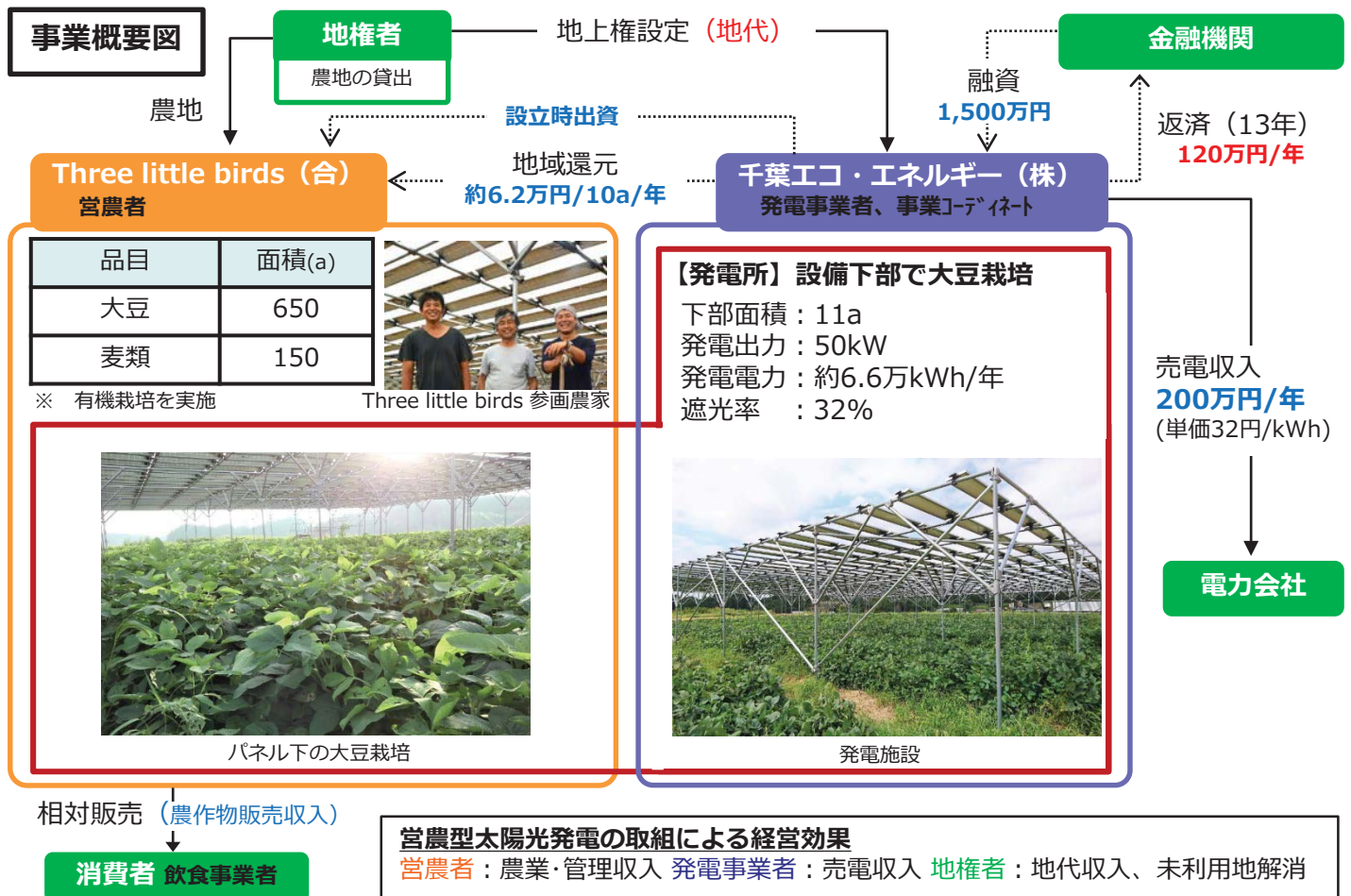
(共同代表: 齋藤超氏、佐藤慎吾氏)

農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 匝瑳市は千葉県北東部に位置し、都市近郊ながら里山が多く残る地域で、農業も盛んに行われてきたものの、農業者の高齢化等により畑の荒廃が拡大していた。
- 齋藤氏と佐藤氏は匝瑳市内で有機農業に取り組む若手農業者であり、市内有機農業の拡大を考えていた。自然エネルギーへの関心を高める中で、地元農業者から営農型太陽光発電の話聞き関心。
- 営農型太陽光発電の取組に当たって有機農業の仲間を誘い、齋藤氏と佐藤氏に加え、ベテラン農家2名、新規就農者1名が参画し、Three little birds (TLB) を設立。設立に当たっては発電事業をコーディネートする千葉エコ・エネルギーも出資。

営農型太陽光発電取組の内容

- 発電事業は千葉エコ・エネルギーが担い、日本政策金融公庫等の融資を活用して資金調達し、発電設備を2016年に設置。荒廃農地に設置することで、地域の願いである荒れた畑の解消を図った。
- パネル下ではTLBが営農を担い、有機農業による大豆を栽培。地域の固有種である「在来大豆」を栽培し、高付加価値化。収量は地域単収と同等分確保した。
- 千葉エコ・エネルギーは売電収入の一部をTLBに還元。農業経営を下支えする仕組みを構築。TLBの構成員はそれぞれ、自身の農業経営に営農型太陽光発電の取組を加えることで経営の安定化を実現。



農業経営への効果、今後の展望

- 荒廃農地で営農型太陽光発電に取り組むことにより、地域の懸念である荒廃農地が解消された。
- 売電収入からの還元を受けることで経営が安定し、付加価値の高い有機農産物の生産拡大を実現した。栽培した大豆は味噌等の加工品にも活用し、6次産業化で収益性を更に高めている。
- 同取組を市民エネルギーちば(合)や他数社と地域で横展開、更に拡大し、荒廃農地の解消や新規就農者の受入などに取り組み、地域農業の継続性を高めていく。

事例 5 パネル下のかんきつ栽培を研究、生産性や品質の向上を達成

認定農業者

果樹

和歌山県有田川町

三孝農園

(個人事業者、代表：三枝孝裕氏)

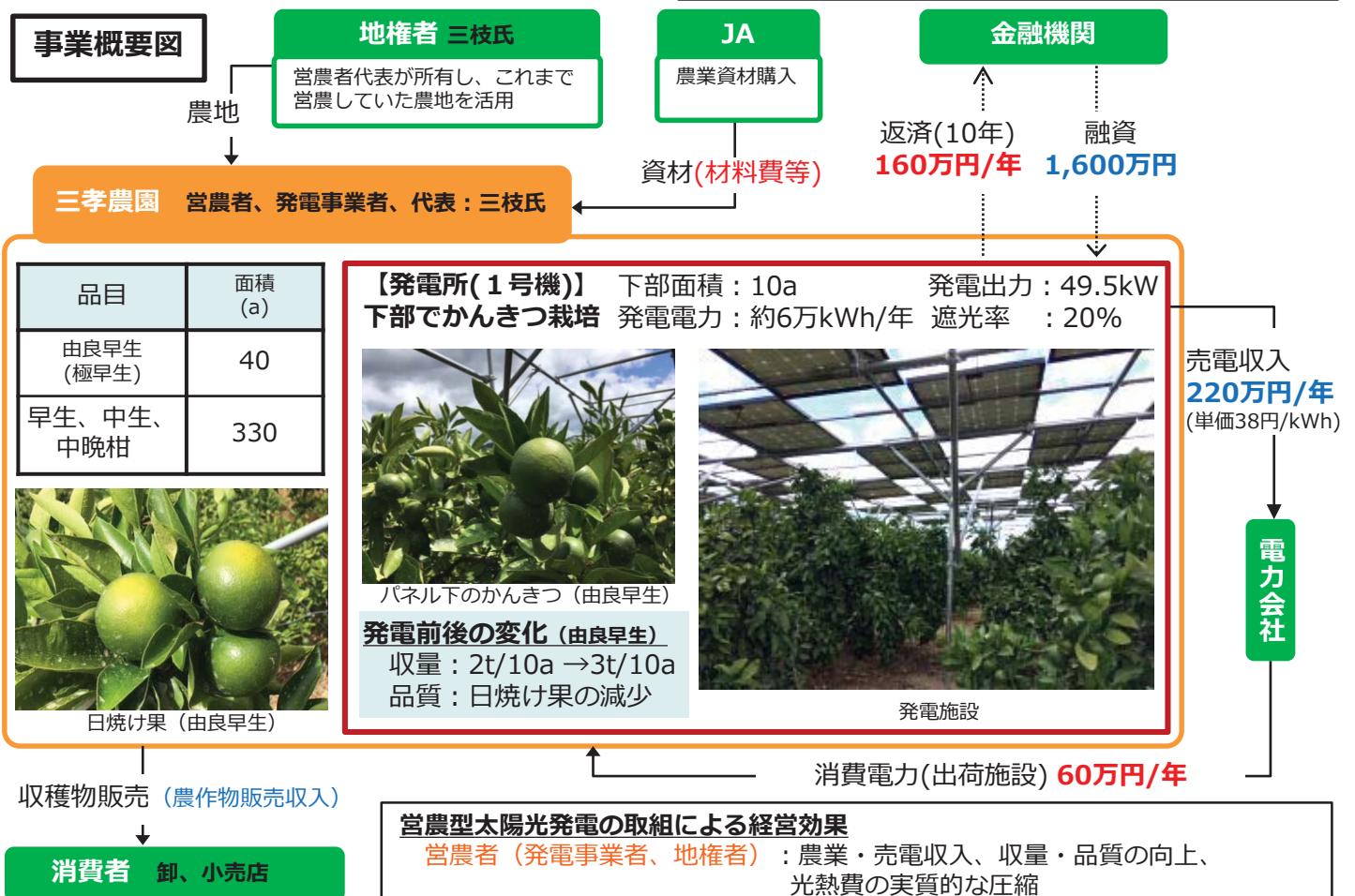
農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 三孝農園は「有田みかん」をブランドとする和歌山県有田川町に位置し、有田地域は生産面積は約3,700ha、生産量は年間約8～10万トンと全国生産量の約1割を占める。
- 代表の三枝氏は42才の若手認定農業者で、地域の中心的な経営者。家族経営でかんきつ栽培を営み、極早生から中晩柑まで栽培し、出荷時期は10月から4月と半年に及ぶ。
- みかん栽培は労働集約的であるため人手を要する。地域では雇用の確保とそれに掛かる費用への対策が課題であった。
- 営農型太陽光発電の取組が農地の有効活用と売電収益による雇用の確保に資すると考え、農研機構等の協力の下で文献を集めるなど、営農型太陽光発電を研究。

営農型太陽光発電取組の内容

- 金融機関から資金を調達し、2014年1月に町で初めての営農型太陽光発電所となる1号機を設置(自作)。10月には2号機を設置。
- パネル下では極早生(由良早生)、中晩柑(不知火)を栽培。従来から栽培する品種で、特に由良早生は樹高が低いことからパネルの設置しやすさを考慮。
- 作業に支障はなく、慣行と同等以上の収量を確保するとともに、遮光条件のため日焼け果が減少し、品質の向上につながった。
- 収穫品は高級スーパー等へ出荷。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- 従来通りの農業を続けながら、パネル下での栽培で生産力の向上が図られた。また、パネルの設置により日陰が出来たことで作業性が向上。さらに、出荷作業等で消費する電力を発電した電力を売電することにより光熱費を実質的に圧縮。
- 三孝農園の取組を参考に、地域の若手農業者に営農型太陽光発電が普及。今後は更なるみかんの生産性、売上向上を図り、農業所得の増加を目指す。

事例 6 太陽光発電と水稻育苗の両立で 集落営農の経営安定

認定農業者

水稻

新潟県新潟市

(農)木津みずほ生産組合

(代表:坪谷利之氏)

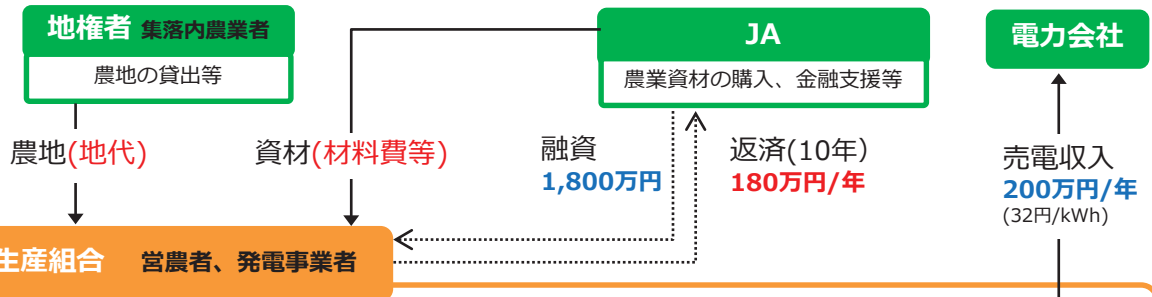
農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 木津みずほ生産組合は、新潟県の旧横越村木津地内の米作り農家が1986年に設立した農事組合法人。設立から30年経過しても、生産の効率化や果樹作など、農業経営改善に積極的に取り組んでいる。
- 新潟市の水田農業の担い手として、受託も含め、例年1万枚を超える水稻苗を育成している。
- 様々な取組に挑戦する中、営農型太陽光発電に取り組み発電と農業生産を両立させている担い手農家を見て、同法人が従来から取り組んでいる「プール育苗」ならば問題なく取り組めると考え、自然環境に優しい農業の実践と経営の安定化をねらい、営農型太陽光発電に取り組んだ。

営農型太陽光発電取組の内容

- 2017年、元々育苗のために使っていた水田に、木津みずほ生産組合が発電設備を設置。
- パネル下では育苗箱600枚を並べることが可能で、「コシヒカリ」等の育苗箱2400枚分を育成。発電設備の設置前と箱数も変わらず、品質についても遜色がないものを育苗することが出来た。
- 設置当初、作業効率が悪くなるのではないかと心配したが、パネルを高い位置に取り付け、作業員が腰をかがめることなく作業することが可能な高さとする事で、作業効率の低下を防いだ。

事業概要図

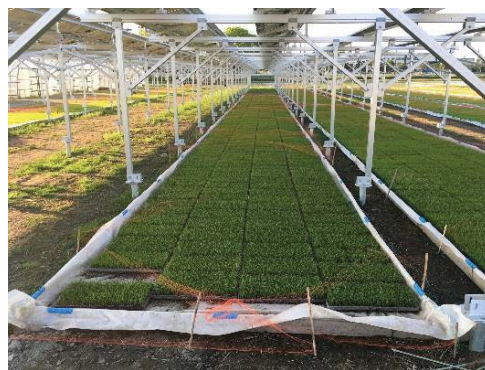


品目	面積(a)
水稻	4,500
果樹	12

加工品
もち製造販売



【発電所】 下部面積：10a 発電出力：60kW
下部で水稻育苗 発電電力：約6万kWh/年 遮光率：10%



収穫物販売(農作物販売収入)

消費者 直売、JA等

営農型太陽光発電の取組による経営効果

営農者(発電事業者)：農業・売電収入 地権者：地代収入

農業経営への効果、今後の展望

- 元々育苗のために使用していた水田で、発電設備設置前と変わらない育苗箱数を確保し、品質も遜色ないものを育成することが出来た。
- 予想を上回る売電収入を確保し、売電収入を経営力強化のために使用し、経営の安定に寄与していきたい。

事例 7 米どころが水田で営農型太陽光発電を実証、地域活性化へ

認定農業者

水稲

秋田県井川町

(株)ローカルフレッシュ

(代表: 湊喜孝氏)

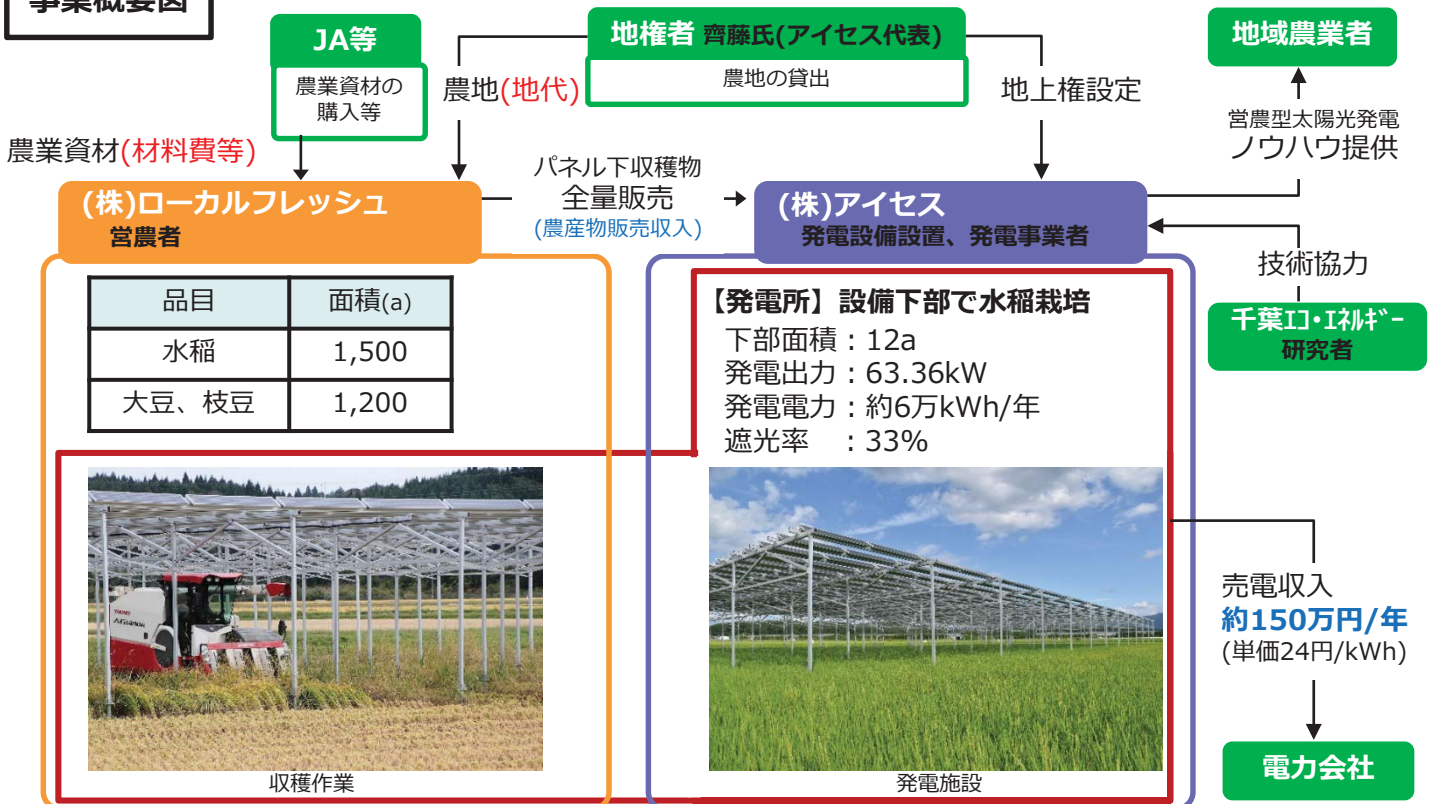
農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 井川町は米どころである秋田県の中央部に位置する。ローカルフレッシュ代表の湊氏は就農して10年の39才で、井川町で水稲と野菜の栽培を行っている。
- 同じく井川町の太陽光パネルメーカーのアイセス代表の齊藤氏は、少子高齢化等により地元の農業環境の悪化を懸念。自社の太陽光発電により地元を活性化することを模索し、営農型太陽光発電の取組を検討。農家にとって農業収入にプラスアルファで収入増加の一助になればと、同町の農業法人代表である湊氏に声をかけた。
- 湊氏は営農型太陽光発電の仕組みを知り、農地の利用価値を高めることが出来ると考え、設備下での農業を担うこととした。

営農型太陽光発電取組の内容

- 施工にあたっては、アイセスが専用架台・パネルを開発し、取組実績の豊富な千葉エコ・エネルギーからアドバイスを受け、同社(アイセス)代表である齊藤氏が所有する農地に発電設備を設置した(2017年)。
- パネル下ではローカルフレッシュが「あきたこまち」を栽培。慣行栽培で地域単収の9割程度を確保。収穫物は全量をアイセスに販売。営農型太陽光発電の取組による収益の安定化と作物生産の実績を得て、自社の畑でも営農型太陽光発電に取り組むこととした。
- アイセスは、営農型太陽光発電のノウハウを発電と営農の両面で農家に提供し、地域活性化を図ることとしている。

事業概要図



営農型太陽光発電の取組による経営効果

営農者：農業収入 発電事業者：売電収入 地権者：地代収入

農業経営への効果、今後の展望

- この取組を機に、ローカルフレッシュは自社でも営農型太陽光発電事業に取り組み、安定した収入を確保したことから、ほ場スタッフの通年雇用を検討。また、新しい作目への挑戦を検討。
- アイセスは、本事業で得たノウハウを生かし、多種多様な条件に合わせた営農型太陽光発電用資材を全国へ販売展開。今後も営農型太陽光発電事業の更なる普及のため、開発・販売を強化する考え。

事例 8 震災から復興へ、 取組を機に専業農家に

認定農業者

水稲

大豆

福島県川俣町

齋藤広幸氏

(個人事業者、KTSE(合)代表)

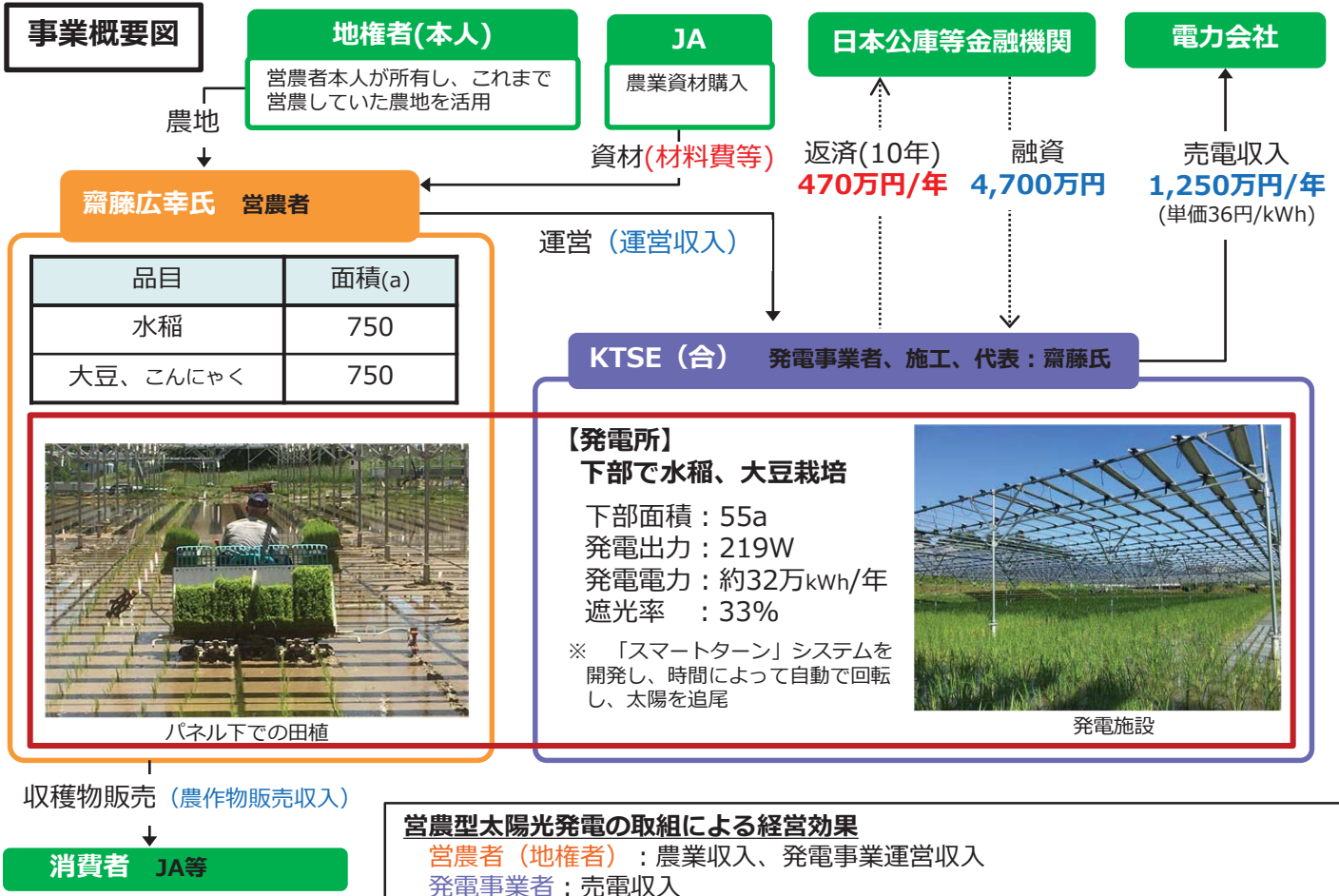
農業経営の経過、課題

- 福島県川俣町は、東日本大震災時に町の一部では避難指示も出た地域であり、齋藤氏は川俣町で会社員として勤務する一方、両親とともに週末に米づくりを行っていた。
- 震災後、風評被害が長期化する中、農業を続けていきたいという思いから、今後の農業経営を模索。
- 農地を守りながら発電する営農型太陽光発電の取組を知り、これなら農業を続けていくことができると思い、取組に着手。
- 自分の力を試せるチャンスと考え、2015年に会社を退職、発電事業のためKTSEを設立するとともに、農業に専念することとした。

営農型太陽光発電取組の経緯、内容

- 会社員時代の経験を活かし、「スマートターン」を開発。スマートターンは太陽の動きに合わせて自動でパネル角度を変え、発電効率のアップと作物に差す太陽光を調節できるシステム。
- 2016年、スマートターンシステムを搭載した発電設備をKTSE直営で施工し、設置。
- パネル下では従来より続けていた水稲、大豆を栽培。収量・品質ともに良好で、地域の平均反収と同等を確保した。
- 取組に当たって知り合った仲間との交流を通じ、生産データ等を情報共有し、営農型太陽光発電の普及にも寄与。
- 2017年には「コンニャク川俣部会」に入会し、未利用地を利用した営農型太陽光発電によるこんにゃく栽培を目指している。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- 営農型太陽光発電の取組により経営を安定化し、農業の継続、規模拡大を達成できた。今後は更に営農型太陽光発電の取組を拡大したい。
- 未利用地を活用してこんにゃくを栽培する営農型太陽光発電に取り組み、未利用地の解消とともに、こんにゃくを名産化し、震災後の地域活性化につなげていきたい。

事例 9 太陽光発電と農業の多角経営に 取り組む集落営農

認定農業者

野菜

高知県四万十町

(株)サンビレッジ四万十

(代表: 浜田好清氏)

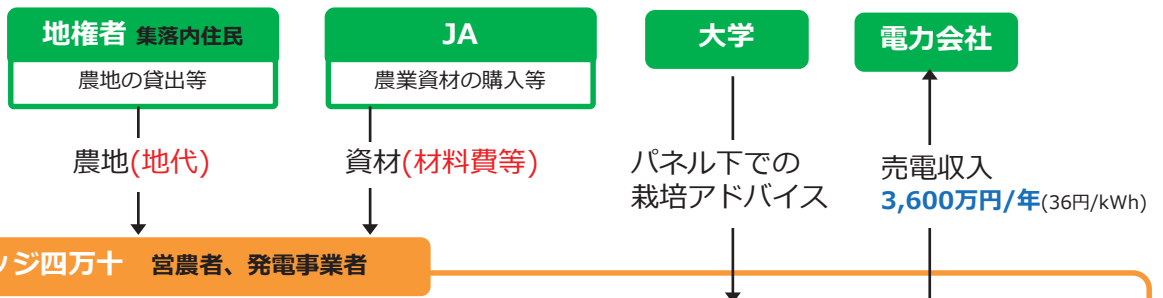
農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- サンビレッジ四万十は、高知県四万十町に位置する集落営農組織。地域では過疎高齢化に伴う担い手不足が進み、将来の農地管理に危機感を抱いていたことから集落営農組織を立ち上げた。
- 地域を守り発展させていくためには野菜栽培など多角的に経営に取り組み、後継者を確保していくことが課題であった。
- そのような中、農地を活用しながら発電により収益を得ることが可能な営農型太陽光発電の取組を知り、地域活性化の手法として営農型太陽光発電の事業化に取りかかった。

営農型太陽光発電取組の内容

- 遮光条件下での栽培経験がないため、地元の高知大学にアドバイスをもらいながら、事業計画を策定。
- 2016年に発電設備を設置。標高230mの高地に位置するため発電効率が高い一方、風雪に耐えられる必要があり、十分な強度計算の元で施工。
- パネル下では、高知県の特産であるハスイモ、万次郎かぼちゃ等を栽培。水はけ等を工夫し、収量は地域単収の概ね8割を確保。今後も試験的に様々な作物を栽培することとしている。
- 発電事業の定期的な収入により経営が安定し、地元での雇用・就農を確保できるようになった。

事業概要図



品目
さといも、えだまめ、ブルーベリー等

【発電所】 下部面積：80a 発電出力：927kW
下部で野菜栽培 発電電力：約102万kWh/年 遮光率：70%
 ※ 標高230mの高地で高い発電効率 ※ 自己資金により設置

発電前後の変化
品目：水稲 → 野菜等

ハスイモの可食部(葉柄)



収穫物販売(農作物販売収入)

消費者 直売、JA等

営農型太陽光発電の取組による経営効果
 営農者(発電事業者)：農業・売電収入、新規雇用
 地権者：地代収入

農業経営への効果、今後の展望

- 営農型発電による定期的な収入により経営が安定し、地元での雇用・就農を確保できるようになり、地域の活性化に貢献できた。今後、農地面積を拡大することで地域の農業・農地を守り、多くの地元雇用を生み出していきたい。
- 地域のモデルとなり、農業後継者等を増やすことによって地域の文化・伝統を守っていきたい。

事例

ハウスでの水耕栽培と組み合わせた 高収益農業への挑戦

認定農業者

未利用地

野菜

群馬県高崎市

(有)ファームクラブ

(代表: 岩井雅之氏)

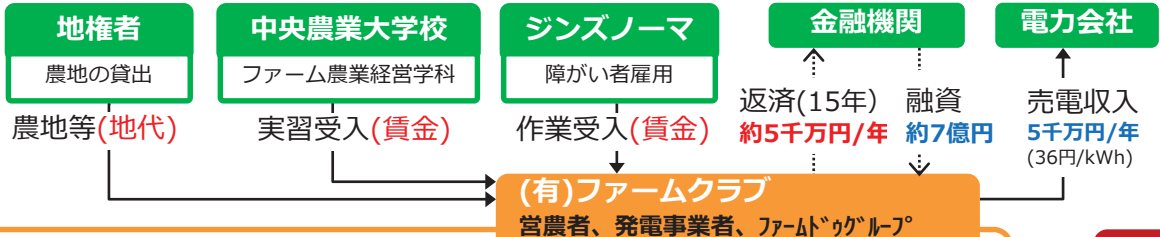
農業経営の経過、課題

- **ファームドゥグループ**は「農業を支援し農家の所得向上に貢献する」経営理念のもと、**若者に夢のある新しい農業のカタチを創造**。
- **ファームクラブ**は農業生産を担い、経営面積は60ha、従業員100名を超える。様々な品目を栽培し、直営店で販売する**6次産業化を実施**。国内外の企業と連携して技術開発を行い、生産性向上を追求。企業と農福連携で協定を結び、ハウス内での快適な環境下で35名の障がい者が働くなど、地域にも貢献。
- 順調に農業経営を拡大していたところ、福島原発事故の風評被害を被り、野菜の売上が激減し、日々の業務にも支障。再生可能エネルギーに関心をもち、**営農型太陽光発電**を取入れ、事業の可能性を見出した。

営農型太陽光発電取組の経緯、内容

- 2012年、群馬県第1号として取組を開始して以降、高齢化等を理由に周辺農業者の離脱が進む中、**未利用地を中心に借上や購入により農地を確保**、営農型太陽光発電の取組を拡大（2018年12月末現在、43箇所、出力20MW規模）。
- **施設園芸ハウス**では栽培と発電の両面から**事業性向上を追求**。独自の透過性パネルを使用するほか、農作物によりパネル配置を変え、果菜類ではより透過性を高めるなど、受光率を調整。IoTによる自動環境制御。
- 最新ハウスでは、培養液を根に直接噴霧する「**スプレーポニック**」システムを採用。湛水しないため排水を抑え、病害発生を抑止し農薬を低減。また、窒素制御で樹体サイズを調整、密植栽培で単収増を達成。

事業概要図



品目	面積(a)
葉菜類、果菜類、根菜類	6,000

※ 下のレタス、きゅうりは自動栽培システムや最新式水耕栽培を導入し、収量増、農薬低減を達成。
※ 全体で営農型太陽光発電を43箇所、出力20MW規模。



【発電所(例: 足門農場)】パネル下部で施設栽培

下部面積: 212a 発電出力: 1,423kW
 発電電力: 約150万kWh/年 遮光率: ハウス30%/土耕 45%

営農型太陽光発電設備 (施設ハウス)

最新式水耕栽培によるきゅうり栽培

直営店販売、ファームドゥグループ
ファームドゥ(株)

発電所管理、ファームドゥグループ
ファームランド(株)

発電所管理、運営(委託費)

← 収穫物全量販売(農作物販売収入)

消費者

営農型太陽光発電の取組による経営効果
営農者(発電事業者): 農業・売電収入、農産物付加価値向上、新規雇用
地権者: 地代収入、未利用地の解消

農業経営への効果、今後の展望

- 営農型太陽光発電の実施により、電気と野菜の安定した収入を得られた。よって、設備投資が可能となり、収益性の高い水耕設備などの導入が実現した。今後は初期費用を抑えた養液土耕型の有機野菜や、フランチャイズ方式による全国1,000カ所の展開や海外普及を検討。
- 人材育成にも力を入れ、中央農業大学校と提携して「ファーム農業経営学科」を開設しファームクラブのほ場や加工場で実習。今後も積極的に雇用、就農支援を行っていきたい。

事例 11 営農型発電の売電収入を活用した 市民協働による農地の利用促進

野菜

兵庫県宝塚市
古家義高氏
(個人事業者)

農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 兵庫県宝塚市は都市近郊に位置しながらも、古家氏が農業を営む西谷地区には里山風景が広がっている。
- 地区は高齢化等による後継者問題を抱えており、古家氏は野菜栽培などを行いながら、市民農園を運営し、農業理解の促進と地域の活性化に尽力してきた。
- (株)宝塚すみれ発電の井上代表は、再生可能エネルギーの普及のため市内で尽力。営農型太陽光発電の取組を知り、農業も地域も活性化できる取組と考え、多くの人に関心をもってもらえるよう市民農園に注目。古家氏に声がけし、営農型太陽光発電に取り組んだ。

営農型太陽光発電取組の内容

- 実施に当たっては、発電事業を宝塚すみれ発電が担い、県の補助事業(融資)を受け、市民出資、自己資金で対応。2016年に発電設備を設置した。発電設備は災害時に市が利用することを条件に、固定資産税の課税が免除されている(5年間)。
- パネル下では古家氏が市民農園を運営し、市民が利用料を払い、かんしょを収穫。売電収入の一部を農園利用料割引として市民に還元し、市民農園の空き区画が出ないよう工夫している。
- 市民農園は地元の甲子園大学栄養学部の学生も利用しており、収穫したかんしょを使って商品開発を行い、ジャムを作成。学園祭で販売。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- 市民農園での取組により農業、再生可能エネルギーに多くの市民が参加することとなり、農地の運営も継続的なものとなった。
- 古家氏は営農型太陽光発電の取組を拡大し、地域外から若い新規就農者を受け入れ、営農をサポート。
- また、発電した電気を2018年10月から地域新電力が買い取ることとなり、地域参加型の取組が広がっている。

事例 12 パネル下で観光農園を経営、若者へ新たな農業スタイルを提案

果樹

千葉県いすみ市

五平山農園

(個人事業者、代表：藤江信一郎氏)

農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 藤江氏は千葉県いすみ市で5種類のブルーベリーやイチジクを栽培、観光農園や農家民宿を経営しながら、地域活動に関わってきた。
- 周囲に放棄される農地が増加していることに心を痛め、昔のひとが大変な思いをして開墾した農地をなんとか再生できないかと思案。
- そのような中で、地域への移住者から「地域資源を活かした太陽光発電に取り組みないのはもったいない」との助言をきっかけに営農型太陽光発電の取組を知り、営農型太陽光発電によって収入を安定化し、安心して農業が継続できると考えた。
- 共同出資により、いすみ自然エネルギー(株)を設立し(2014年)、自身が代表となって取組を開始。

営農型太陽光発電取組の内容

- いすみ自然エネルギーとして地元金融機関から融資により資金を調達し、発電設備の設置、運営に当たった(2015年)。
- パネル下では従来より栽培していたブルーベリーを栽培。収穫物は平均糖度15度以上(一般的に、12-13度で良品)、直径平均18mmの大玉粒を揃え、色目も良く高評価を得ている。
- パネル下の栽培は日陰が生じることで真夏の収穫作業が楽になったほか、乾燥が防げたことにより散水作業が楽になった。一方、発電設備の支柱によって除草作業が煩雑に。
- 観光農園も実施し、利用者からは日陰があつて涼しいと好評を得ている。



農業経営への効果、今後の展望

- ブルーベリーを栽培する営農が太陽光発電の取組で、観光農園利用者からも好評を得た。周辺の農業者から一緒に取り組みたいとの声を受け、営農型太陽光発電を普及し、未利用地等をブルーベリー農園として再生。
- 今後はブルーベリー栽培の拡大により農業収入を増加させるとともに、全国に取組を広げ、「若者が安定した収入を得ながら農業で食べていける姿をつくりたい」と考えている。

事例 13 経営安定で農業機械を導入し効率化、自身をモデルに地域活性化

茶
神奈川県小田原市
守屋栄治氏
(個人事業者)

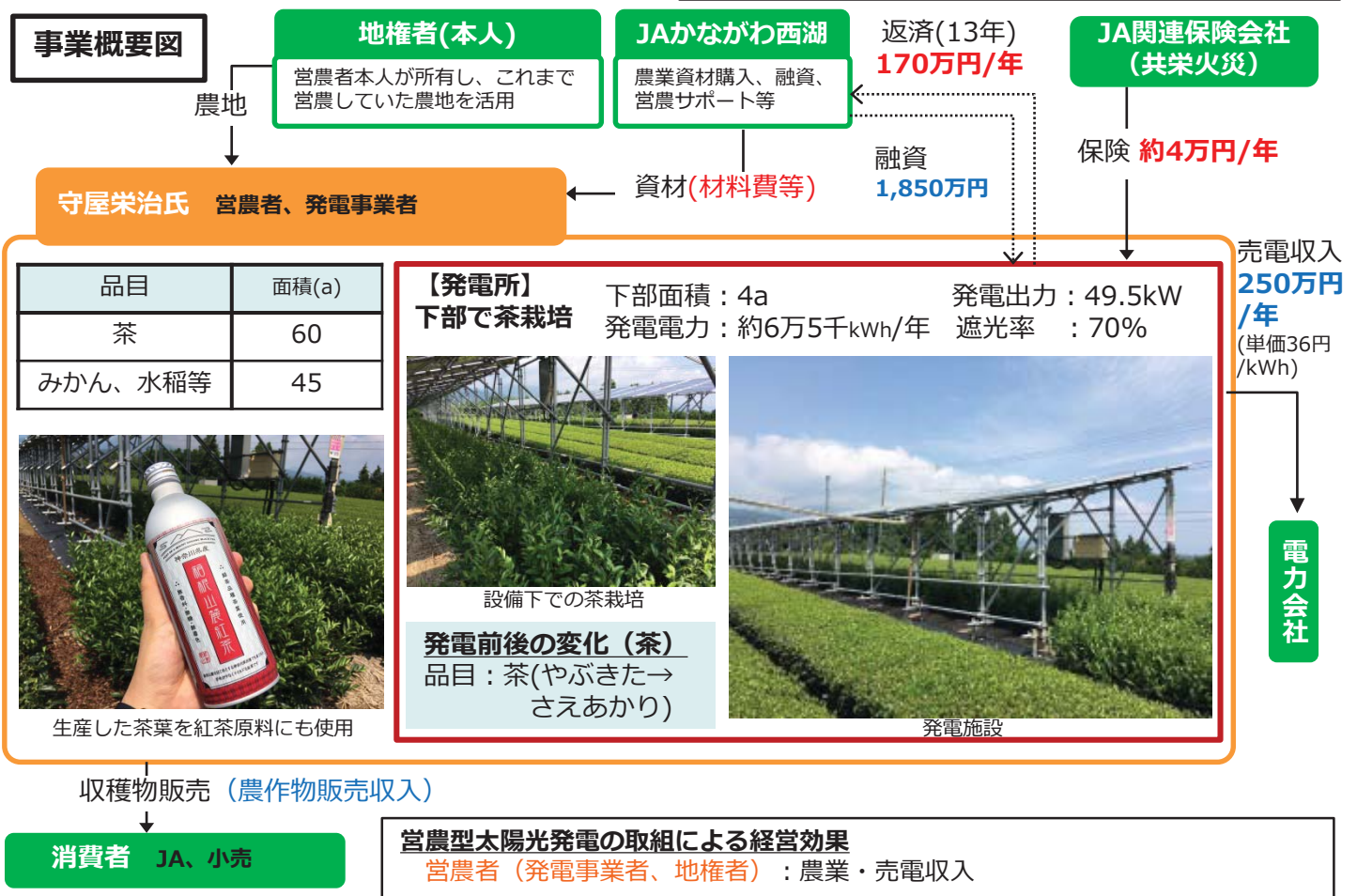
農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 小田原市は神奈川有数のブランドである「足柄茶」の産地。
- 守屋栄治氏は小田原市で茶等の生産に取り組み、地域でいち早く乗用型の管理機を導入するなど先進的な経営を行うほか、地元小学生の農業体験等を通じて積極的に地域貢献を行ってきた。
- 地域では高齢化等により離農や耕地の荒廃等の問題が生じる中、守屋氏は東日本大震災の計画停電を受けエネルギーの大切さを感じ、地域のエネルギーの自立を目指し、再生可能エネルギーに取り組むことを決意。

営農型太陽光発電取組の内容

- 神奈川県には営農型太陽光発電の取組事例がなかったため苦労したが、市や県の普及指導員の熱心な後押しもあり、栽培方法等を研究。県の営農型太陽光発電の取組第一号となった。
- 2014年3月、地元JAからの融資を受けて茶畑に発電設備を設置。高台で風が強いため耐久性の強い設計とし、ほ場を掘り下げたり枕地に管理機が旋回できるスペースを設けるなど、農作業に支障が無いように工夫。
- パネル下は日陰で水切れが良くないことを考慮して、樹勢が強く、病気に強い茶品種「さえあかり」を導入。設備設置時にセル苗を定植し、現在4年目(2018年)。樹体をしっかり育てるため、6年目から収穫を予定。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- 発電収入が安定して見込めるようになったことから、新たに複合摘採機を導入し、農作業の更なる効率化を実現。パネル下の茶葉生産は覆い茶とし、付加価値をつけたお茶を生産・販売していきたい。
- 地域では都市部からUターンで就農する者が増加。農業経営を下支えする営農型太陽光発電への関心が高まっており、守屋氏は自身の取組をモデルケースとして地域に営農型太陽光発電を普及させ、地域の活性化を目指す考え。

事例 14 農家と市民組織が 共同で発電設備を運営

水稲

長野県上田市
(株)合原有機農園
(代表:合原亮一氏)

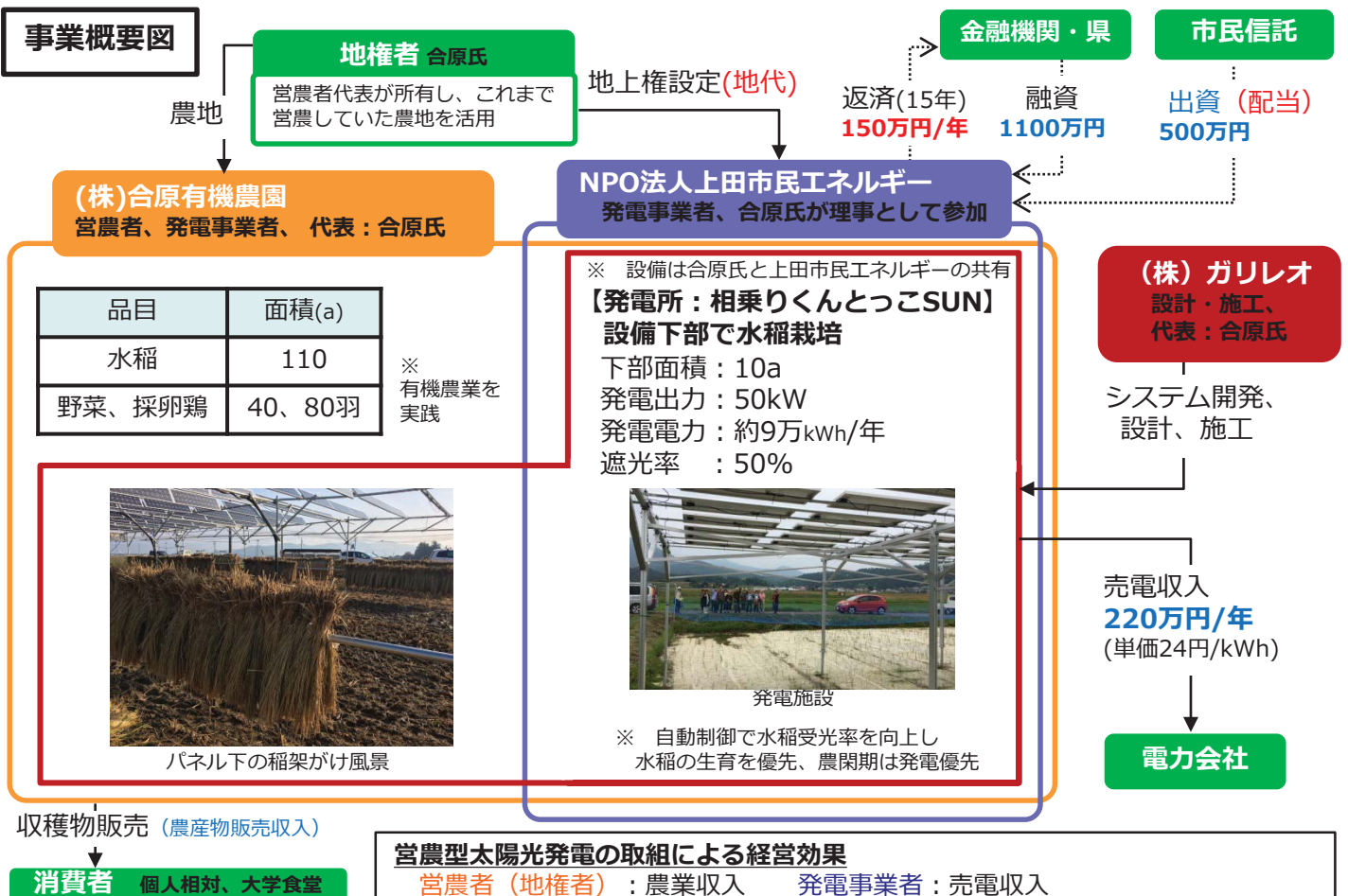
農業経営の課題、営農型発電取組の経緯

- 合原氏は会社員として海外等で勤務していたが、20年程前に農的暮らしを求めて脱サラ。長野県上田市で就農した。当初は農業で生計を立てていくことが難しく、IT会社((株)ガリレオ)を経営する一方、有機農法による農業を続けてきた。
- 東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの必要性を感じ、ガリレオにて太陽光発電のシステム開発等を実施。自らも営農と発電の両立に取り組むこととした。
- NPO法人上田市民エネルギーは、市民出資型で公共施設・民家の屋根を賃借して太陽光発電事業を展開してきた中で、地域の農とエネルギーの共存・普及を図るため、営農型太陽光発電に参入し、合原氏との共同事業主体として取組に参画。

営農型発電取組の内容

- 合原氏はまず自身の農地で取り組み(1号機)、遮光率の違いによる収量変化を実証・分析。
- その結果をもとに、建設コスト縮減のため遮光率を50%に上げ架台を小型化する一方、太陽を自動追尾して発電量を増やし、水稲生育期間中は遠隔制御で遮光率を下げ、下部農地に十分な太陽光を当てる制御を行うなど、営農へ十分配慮したシステムを開発。
- 上田市民エネルギーと共同で取り組んだ2号機(相乗りくんとっこSUN発電所)は開発したシステムを用いるとともに、パネル下では合原氏が種籾の入った綿ロールを敷設する布マルチ水稲直播有機農法を導入。雑草の抑制や架台支柱際の作付を実現し、地域平均と同等の単収を確保した。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

- 合原氏は精密な実験のもとで営農・発電双方の効率を向上する仕組みを構築した。
- 営農型太陽光発電の取り組みにより経営の安定を達成したため、今後は農業の拡大を図っていくとともに、営農型太陽光発電を普及し、地域の活性化につなげていく考え。

事例 15 花き栽培の可能性を拡大、経営安定で積極投資

花

千葉県千葉市
(株)小森谷ナーセリー
 (代表:小森谷慧氏)

農業経営の経過、課題、営農型太陽光発電取組の経緯

- 小森谷氏はグロリオーサやアガパンサス、スイセン等の育種で世界的に著名で、我が国における球根育種の代表的存在。
- Web等を通じて希少な球根を販売する他、切り花、苗等の花き類を生産、販売。
- 世界中を渡り歩き、花き、特に球根類の可能性を追い求め、積極的に資材、設備投資を行ってきた。資金の借入等は無かったものの、積極的な研究開発のため資金調達は課題であった。
- 営農型太陽光発電は近隣の取組を見て、太陽光パネルの設置により栽培環境を変化させることで育種、栽培の新たな道が切り開かれることを期待して導入。

営農型太陽光発電取組の内容

- 2014年、千葉銀行等から資金を調達し、自己所有の農地3カ所に発電設備を設置(発電開始は2015年)。
- パネル下では以前より栽培していたアガパンサスやスイセン等の球根類を栽培し、切り花を出荷。これらの花きは真夏の強光でダメージを受けていたところ日射が遮蔽、気温が抑制され収量向上につながった。その他、ミツマタ等の灌木類を栽培。
- また、日光の当たり方の違いを利用して作期分散を行い、収穫作業を効率化するとともに、出荷期間の延長に成功。夏場の作業も日陰を活用することで負担が軽減した。さらに、冬は霜除けとなり多くの植物が選択できるようになった。

事業概要図



農業経営への効果、今後の展望

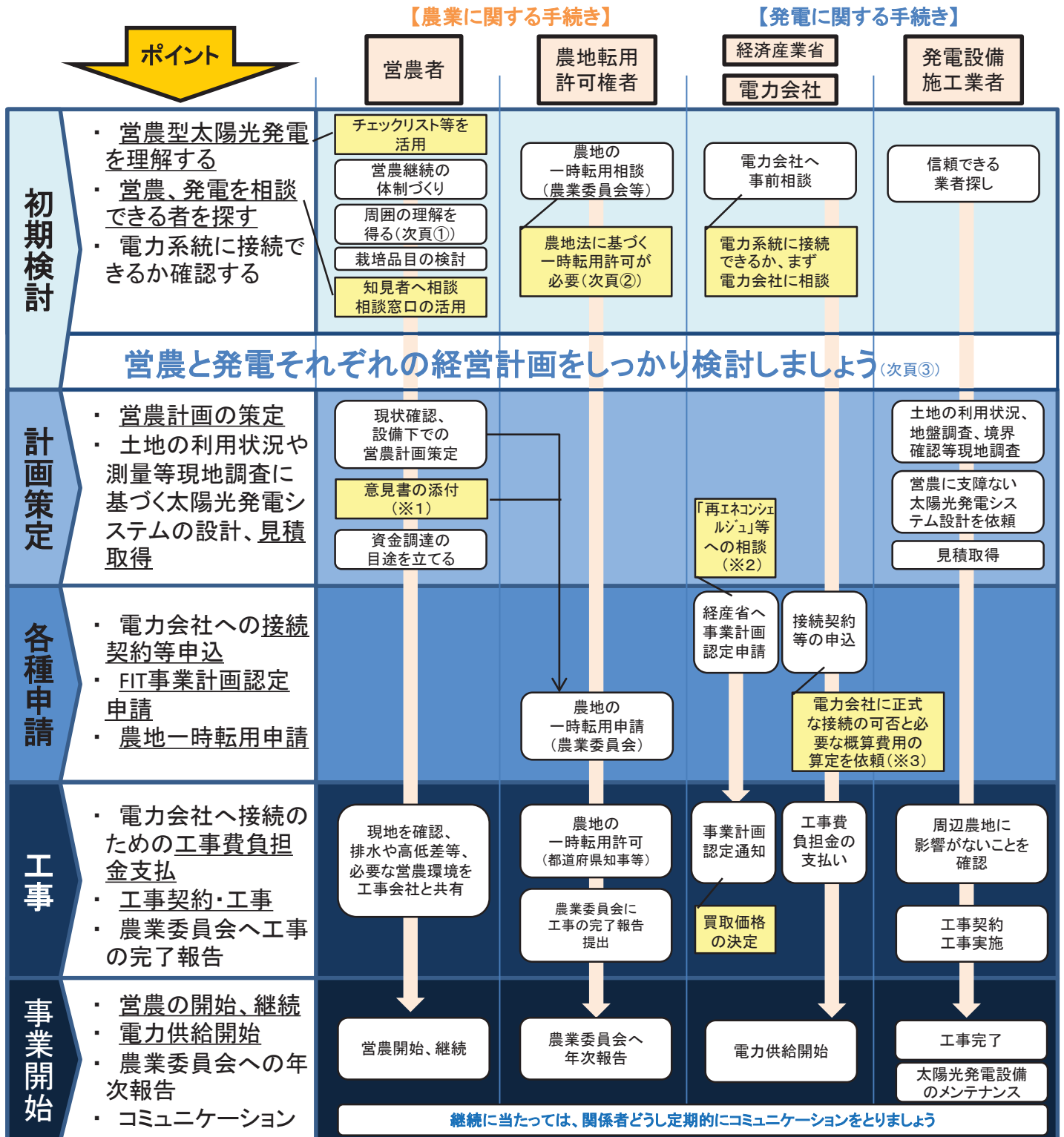
- パネル下の栽培で収量が向上したほか、作期分散による収穫作業の効率化等の効果。
- その他、球根や切り花の保管のため大型の冷蔵庫、定温蔵庫を使用しており、売電により光熱費の負担を実質的に圧縮。
- 毎年安定した収入が見込めることから、新しい品種の導入など新たな展開を描きやすくなった。今後は、シェードプラントなど新品种の更なる導入を計画。

2. 営農型太陽光発電を始めるには (取組フロー)

農業と太陽光発電それぞれに必要な手続き等を紹介しています。

営農型太陽光発電を始めるには(取組フロー)

まず、農業と太陽光発電それぞれに必要な手続きを確認しましょう。農業に関しては、栽培作物の選定など営農計画の策定や農地に一時転用の手続きが必要になる場合があります。太陽光発電に関しては、電力会社との接続契約の締結や経済産業省のFIT事業計画認定など、通常の太陽光発電設備と同じ手続きが必要です。



継続に当たっては、関係者どうし定期的にコミュニケーションをとりましょう

※1 一時転用許可申請時は、適切な営農が行われる見込みであるかどうか、知見者の意見書を添付する必要があります。

※2 経済産業省への事業計画認定申請等、「再エネコンサル」がトータルサポートします。
(詳細 <https://renewable-energy-concierge.go.jp/>)

※3 接続契約は各電力会社によって状況が異なるので、地元の電力会社にお問い合わせください。

① 周囲の理解を得ること

営農型太陽光発電の取組に当たっては、長期安定的に発電事業を行うため、地域の皆様の理解を得ながら事業を進めていくことが重要です。取組の内容や地域の実態に応じて、地域の皆様と丁寧にコミュニケーションを取りましょう。

実際に取り組んだ方のお話

匠瑳ソーラーシェアリング合同会社代表の椿茂雄さんは、千葉県匠瑳市飯塚の開畑地区の未利用地だった土地で営農型太陽光発電に取り組んでいます。

椿さんも取組を検討した際には周囲の反対がありました。また、ご自身も地域に根ざしてきた住民であり、景観の悪化等を懸念することは理解できるといいます。椿さんは「地元は美しい丘を誇ってきた地域で、パネルの設置には抵抗感があった。そのため農地の中心部にはパネルを設置せず、周辺部を適地とし、そこを農地としてつくりなおしていくこととした」とのことです。また、取組に当たっては行政に相談しつつ、地元の区長や地権者、NPO等に声がけして進めてきました。「発電事業に取り組むと地域に長く住んでいる人から「将来どうするんだ」と言われる。一方で現状のままでは地域、農業を維持できない。地域住民の懸念を払拭しながら、未利用地を再生し、地域の活性化を図りたい」と語っています。



椿 茂雄 さん

② 営農型太陽光発電のための農地の一時転用許可

営農を適切に継続しながら上部で発電設備を設置するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要になります。

【制度のポイント】

- ① 発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要です。一時転用許可期間は担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等は10年以内で、それ以外は3年以内です。問題がなければ再許可が可能です。
- ② 一時転用許可に当たり、営農の適切な継続(収量や品質の確保等)が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。

〔 年に1回の報告を義務づけ、農産物生産等に著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元しなければなりませんので、最初の段階で慎重に計画を立てることが重要です。 〕

一時転用許可制度について、詳しく知りたい方はこちら

→<http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyoy/einogata.html>

③ その他、営農型太陽光発電に取り組む上での留意点

営農型太陽光発電に取り組む際は、電気事業法に基づく安全対策や都市計画法に基づく開発許可手続き等、関係する法令を遵守する必要があります。

営農型太陽光発電設備の撤去及び処分については、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定しましょう。詳細は「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を参照の上、「ガイドライン」を遵守してください。

3. 営農型太陽光発電取組 チェックリスト

事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています。

農業者のための営農型太陽光発電チェックリスト

- このチェックリストは、営農型太陽光発電事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています。
- 実際の事業計画、設計、施工、発電開始後の維持管理や手続きの多くは専門業者が行うこととなります。まずは取組フローで導入までの大まかな流れを把握した上で、チェックリストを参考にして円滑な導入を図りましょう。

※ 下記は一覧表です。文字が大きい詳細版はこちら

→ http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/r_energy/attach/pdf/180515-3.pdf

※ 一般的な太陽光発電設備を選ぶ際の注意事項も参考にしてください。

→ <http://www.jpea.gr.jp/>

【チェックリスト】

チェック区分	チェック欄	チェック項目
営農計画	<input type="checkbox"/>	20年間(固定価格買取期間)を目安に、継続可能で収益が見込める無理のない営農計画は立てられますか？
	<input type="checkbox"/>	万一、ご自身が病気や怪我などで営農ができなくなった場合に、営農が継続できるよう備えていますか？
	<input type="checkbox"/>	農業委員会から営農に関する改善指導等を受けた場合の対応を考えていますか？
発電事業計画	<input type="checkbox"/>	発電量予想は客観的なデータや近隣地区の実績値等に基づいた信頼性の高いものとなっていますか？
	<input type="checkbox"/>	売電単価は正確に把握していますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備設置費用の積算内訳は適切ですか？
	<input type="checkbox"/>	発電期間中の維持管理費等は計上されていますか？

チェック 区分	チェック 欄	チェック項目
発電設備設計	<input type="checkbox"/>	下部の農地で計画している作目に適した日射量が確保できる仕様（遮光率）となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備には腐食防止の処理がされていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の部材に、土壌に悪影響を及ぼす恐れのある薬剤や金属が使われていませんか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備を設置する地点で想定される風速及び積雪深が考慮された、十分な強度を持つ設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	営農に支障がない範囲で、電気的な安全が確保された設計になっていますか？
	<input type="checkbox"/>	雨水が農地や農作物に悪影響を与えないような設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	集水された雨水や排水が隣接地へ流れ込まないように、また、水路や農道等に悪影響を与えない設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	隣接地へ発電設備の影が大きくかかったり、パネルの反射光が周囲に迷惑とならない設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	営農や安全に対する懸念点に対して、意見を聞き入れ設計に反映してもらえる事業者ですか？
発電設備工事	<input type="checkbox"/>	発電設備設置工事は営農（ご自身及び周囲）に支障が無い時期、期間（休耕期、農閑期）に予定されていますか？
	<input type="checkbox"/>	下部農地での営農に支障が無いように、農地に極力負荷がかからないよう配慮された工事となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	工事により農道や畦、水路等を損傷させた場合等の瑕疵責任は明確になっていますか？
発電設備の保証・点検・補修	<input type="checkbox"/>	発電設備の保証内容や保証条件は明示されていますか？
	<input type="checkbox"/>	トラブル発生時の相談窓口が設けられていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の定期点検体制は整えられていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の異状をすぐに検知して対処できる体制ですか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の日常点検はご自身ができるよう、点検箇所や点検項目等が明らかになっていますか？
	<input type="checkbox"/>	専門業者による点検・補修の結果や、発生した異状とその処置について、報告を受ける体制となっていますか？

チェック 区分	チェック 欄	チェック項目
発電設備下部での 利用権設定又は農作業受託	□	農業委員会に対して行う一時転用許可の申請・更新や毎年の営農実績報告は誰が行うのか明確ですか？ また、営農に関する権利設定等は適切に行われていますか？
	□	営農作業によって発電設備を損傷させた場合の取扱いが明確ですか？
	□	災害等により発電設備が損壊し、営農者・農地・農業機械・農作物等が被害を被った場合の取扱いが明確ですか？
	□	発電事業者から地代以外に地域への還元金を受け取ることができるのか、その金額・内訳が明確ですか？ また農作物の所有及び収益は地権者のものであることが明確ですか？
	□	発電事業が終了したり事故等により撤退する場合、農地の原形復旧を発電事業者の負担により行うことが明確ですか？
	□	発電事業者側の事由で発電事業が他者に引き継がれる場合の対応を想定していますか？
	□	万一、ご自身が営農を継続できなくなった場合、または営農を委託している者が営農できなくなった場合、営農を継続するための方策が明確ですか？
	□	不適切な営農により一時転用許可が取消しになり、発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や損害等の取扱いは明確ですか？
	□	良好な営農が継続できることについて、さまざまな配慮をしてくれる信頼のおける発電事業者ですか？

4. 相談窓口の紹介

農林水産省に設けられた相談窓口を紹介しています。

相談窓口の紹介

- 農林水産省地方農政局食品企業課を中心に、営農型太陽光発電の実施に向けた相談への対応や、優良事例やチェックリスト等を情報提供し、農業者等による営農型太陽光発電の検討をバックアップします。
- また、取組に係る収支検討や技術的な課題の解決を支援するため、業界団体等と連携して専門家を御紹介します。
- 御相談がありましたら、最寄りの農政局等へ御連絡ください。



農業者
農地所有者

農林水産省

◎農山漁村再生可能
エネルギー相談窓口
〔地方農政局食品企業課
本省再生可能エネルギー室〕

・相談

- ✓ 農業者等からの相談への対応
- ✓ 自治体からの相談への対応

・情報収集・発信

- ✓ 管内取組状況の情報収集
- ✓ 優良事例等の発信

・専門家の紹介

- ✓ 業界団体等と連携した収支検討・技術支援

情報共有

○地方農政局・
本省農村計画課

・農地法の相談

- ✓ 一時転用許可の相談



自治体

営農型太陽光発電の優良事例を教えてください。

支援策はないか。

一時転用許可について教えてください。



発電事業者
設備整備者

農業委員会
許可権者

営農型太陽光発電の
手続きについて
教えてください。

営農型太陽光
発電により
どのくらい収益
が上がるのか。

具体的に
専門家を
教えてください。

農山漁村再生可能エネルギー相談窓口

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 011-330-8810
(北海道を担当)

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課 022-221-6146
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課 048-740-0427
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課 076-232-4149
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課 052-746-6430
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 075-414-9024
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課 086-222-1358
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課 096-300-6330
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 098-866-1673
(沖縄県を担当)

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 再生可能エネルギー室

03-6744-1507

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html>

5. 自治体支援メニューの例

全国の自治体から回答いただいた支援の取組を紹介しています。

営農型太陽光発電に係る自治体支援メニューの例 (自治体へのアンケート結果)

- 全国の自治体に、農林水産省からそれぞれの自治体に営農型太陽光発電に係る支援の取組についてアンケートを行いました。

アンケート方法

- ・ 農林水産省から各自治体へ、支援の取組がある場合に任意の回答を求めたもの
 - ・ 2018年9月実施、12月まで回収（回答数：14）
 - ・ 自治体から「公表可」とされたものについて掲載
- この自治体支援メニュー例は、農業者等事業者や各自治体の今後の取組の参考としていただくことを目的としたものです。
- 掲載されている支援メニューの内容は、各メニューの「概要」であり、実際の利用に当たっては各団体の「お問い合わせ先」までご確認ください。

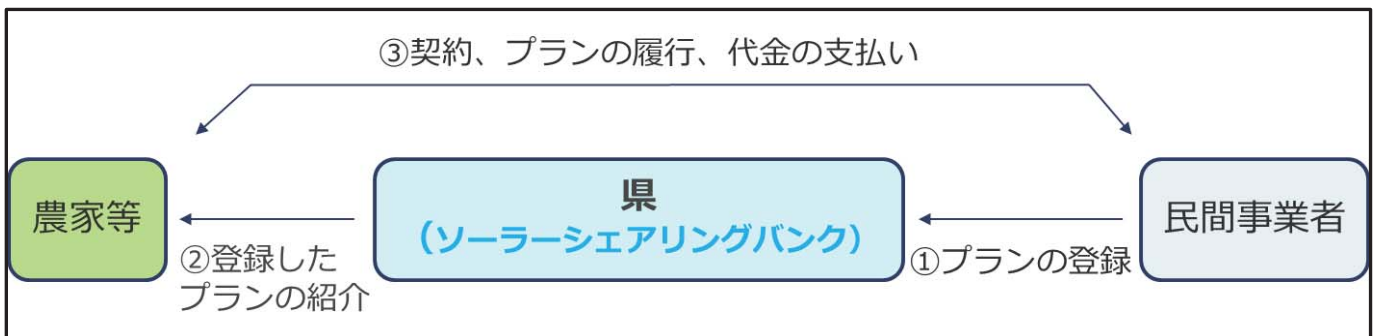
【掲載一覧】

自治体名	支援メニュー	頁
井川町（秋田県）	井川町ソーラーシェアリング設置導入資金利子分補給補助金	30
神奈川県	かながわソーラーシェアリングバンク	31
新潟県	①再生可能エネルギー発電設備導入促進事業補助金 ②フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）	32
兵庫県	地域創生！再エネ発掘プロジェクト	33
宝塚市（兵庫県）	小規模事業用太陽光発電設備に係る固定資産税の課税免除制度	34

自治体名	所在地
井川町（秋田県）	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
事業名	対象
井川町ソーラーシェアリング設置導入資金利子分補給補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関からソーラーシェアリング事業に必要な発電設備導入に係る資金の貸付を受けた者 ・町に住所を有している個人または法人 ・町税を滞納していない者
内容	
補助金の額は、貸付金のうち20,000千円を限度額とし、12月末の貸付残高の0.5%を補助する。	
利用要件	
貸付を受けた年を含め5年間	
利用方法	お問い合わせ先
井川町へお問い合わせください。	産業課 018-874-4418

自治体名	所在地
神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1
事業名	対象
かながわソーラーシェアリングバンク	神奈川県内農業者及び県民、神奈川県内事業者
内容	
ソーラーシェアリングの導入を検討している方々に対し、栽培に適している作物の提案や、融資制度の紹介、ソーラーシェアリングを始める際に必要な各種申請手続きの支援を、ワンストップで提供するサービスプランについて、民間事業者から公募し、提案のあったプランを「かながわソーラーシェアリングバンク」という形で一覧化し、神奈川県のホームページなどで周知する。	
利用方法	お問い合わせ先
「かながわソーラーシェアリングバンク」に登録されたサービスプランの中から、希望するプランを選択し、そのサービスを実施する事業者に連絡する。 【かながわソーラーシェアリングバンク】 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f537518.html	産業労働局産業部 エネルギー課太陽光発電グループ 045-210-4115

【かながわソーラーシェアリングバンクの概要】



自治体名	所在地
新潟県	新潟市中央区新光町 4 番地 1
事業名	対象
<p>①再生可能エネルギー発電設備導入 促進事業補助金</p> <p>②フロンティア企業支援資金 (グリーンニューディール枠)</p>	<p>①新潟県内に事業所を置く法人、 団体（国、地方公共団体を除く。）、 個人事業者または県内に 事業所を置く法人を構成員と する企業体</p> <p>②新エネルギー、省エネルギー設 備を導入する中小企業者等で、 にいがた産業創造機構の認定 を受けた者</p>
内容	
<p>①補助率：1/3 以内、上限額：500 万円</p> <p>②限度額：5,000 万円、貸付利率：年 1.65～1.85%</p>	
利用要件	
-	
利用方法	お問い合わせ先
-	<p>①産業振興課新エネルギー支援 開発室（025-280-5257）</p> <p>②産業政策課経営支援室 （025-280-5240）</p>

自治体名	所在地
兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
事業名	対象
地域創生！再エネ発掘プロジェクト	新たに再生可能エネルギー発電設備を導入し、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、継続的に発電事業を行う自治会、NPO法人等で法人格を有する団体 ※太陽光発電は、ソーラーシェアリング等の先進的事例に限る
内容	
対象となる団体の内、県が設置する審査会において採択された団体に対し、設備導入に必要な経費の80%を上限として無利子で貸し付け	
利用要件	
<ul style="list-style-type: none"> • 発電設備、売電債権を譲渡担保とする契約を交わすこと。 • 火災、落雷、風災、雹災、雪災、水災、破損、電氣的・機械的事故、盗難、偶発的破損事故に対し、補償可能な火災保険または総合保険への加入。 • 返済は年1回とし、返済額は、貸付金額を20年で除した金額と年間売電収入額の2分の1の金額のどちらか高い方を上回ること。 • 採択された団体等については、県または（公財）ひょうご環境創造協会の求めに応じて、情報（事業化に至る手順、発電状況等）を提供するとともに、提供した情報が公表されることについて同意すること。 	
利用方法	お問い合わせ先
右記へお問い合わせください。	農政環境部環境管理局 温暖化対策課 078-362-3273

自治体名	所在地
宝塚市（兵庫県）	兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
事業名	対象
小規模事業用太陽光発電設備に係る 固定資産税の課税免除制度	市内で太陽光発電設備を設置しようとする個人、法人
内容	
平成 27～29 年度に、新たに取得された次の要件を満たす太陽光発電設備（償却資産）について、設置から 5 年間、固定資産（償却資産）の課税を免除する。（現在は新規の申請は受付けておりません） ※営農型太陽光発電のみを対象としている訳ではありません。	
利用要件	
<ul style="list-style-type: none"> ・設備認定が取得されていること ・10kW以上 50kW未満であること ・電力会社との全量売電契約を締結していること ・災害時において、非常用電源として市がその設備を使用できること 	
利用方法	お問い合わせ先
なし（既に新規の適用を終了した事業のため）	環境部環境室地域エネルギー課 0797-77-2361

6. 金融機関支援メニューの例

全国の金融機関に回答いただいた支援の取組を紹介しています。

営農型太陽光発電に係る金融機関支援メニューの例 (金融機関へのアンケート結果)

- 金融機関全国団体に御協力いただき、農林水産省から全国の金融機関に営農型太陽光発電に係る支援の取組についてアンケートを行いました。

アンケート方法

- ・ 農林水産省から金融機関全国団体を通じ全国の金融機関へ、支援の取組がある場合に任意の回答を求めたもの
 - ・ 2018年9月実施、12月まで回収（回答数：68）
 - ・ 金融機関から「公表可」とされたものについて掲載
- この金融機関支援メニュー例は、農業者等事業者や各金融機関の今後の取組の参考としていただくことを目的としたものです。掲載されている内容（融資等）は農林水産省が保証するものではなく、各金融機関の要件に照らし審査等が行われるものであり、ご注意ください。
- 掲載されている支援メニューの内容は、各メニューの「概要」であり、実際の利用に当たっては各機関の「お問い合わせ先」までご確認ください。

【掲載一覧】

機関名	支援メニュー	頁
東北銀行	①とうぎんエコ・ローン ②営農型太陽光発電にかかる融資組成 ③営農者と発電事業者のビジネスマッチング	38
秋田信用金庫	ソーラーシェアリングローン 「SORA」	39
筑波銀行	あゆみ「ECOローン」	40
飯能信用金庫	地域貢献資金「CSR」	41
城南信用金庫	ソーラーシェアリング事業に必要な資金を支援します	42
東京スター銀行	営農型太陽光発電にかかる融資組成	43
高知銀行	支援要請があれば個別に対応	44
日本政策金融公庫 <small>(中小企業事業、国民生活事業)</small> 又は沖縄振興開発金融公庫	環境・エネルギー対策貸付	45

日本政策金融公庫 (農林水産事業) 又は沖縄振興開発金融公庫	農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)	46
(以下、JA グループ)		
石川県信用農業協同組合連合会	アグリパワー資金	47
福井県JAバンク	地域農業応援資金	48
長野県信用農業協同組合連合会	JA アグリマイティーローン	49
愛知県信用農業協同組合連合会	アグリマイティー資金	50
滋賀県信用農業協同組合連合会	アグリマイティー資金(JA)	51
奈良県農業協同組合	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	52
島根県農業協同組合	アグリマイティー資金 (再生可能エネルギー対応資金(アグリパワー))	53
山口県信用農業協同組合連合会	再生可能エネルギー支援資金	54
JAバンク鹿児島	アグリメイク資金	55
(参考) JAバンク	アグリシードファンド	56 57

機関名	所在地
株式会社東北銀行	岩手県盛岡市内丸 3-1
サービス名	対象
<p>①とうぎんエコ・ローン</p> <p>②営農型太陽光発電にかかる融資組成</p> <p>③営農者と発電事業者のビジネスマッチング</p>	<p>当行の営業地区および容易に業態管理が可能な地域に事業所を有する、または居住している等の条件を満たす法人または個人事業主</p> <p>(当行の営業エリアで営農型太陽光発電に取り組もうとする方であれば、どなたでも検討可能です。)</p>
内容	
<p>①とうぎんエコ・ローン</p> <p>融資金額：1 百万円以上、原則 10 億円以内</p> <p>融資期間：1 年以上 15 年以内（元金据置期間 1 年以内）</p> <p>貸出利率：当行所定の利率</p> <p>②営農型太陽光発電にかかる融資組成</p> <p>小規模な低圧案件からプロジェクトファイナンスやシンジケート・ローンの組成まで、①の「とうぎんエコ・ローン」に該当しない案件でも検討することが可能です。</p> <p>③営農者と発電事業者のビジネスマッチング</p> <p>当行営業エリアの営農者と、営農型太陽光発電を開発しようとする発電事業者のビジネスマッチングが可能です。</p>	
利用要件	
<p>特にありませんが、「地域の営農者が中心となり、地域の営農者の所得向上につながる取り組みであること」が大前提です。</p>	
利用方法	お問い合わせ先
東北銀行地域応援部までお問い合わせください。	<p>地域応援部</p> <p>019-651-6161</p>

機関名	所在地
秋田信用金庫	秋田県秋田市大町三丁目3-18
サービス名	対象
ソーラーシェアリングローン 「SORA」	ソーラーシェアリング事業に必要な発電設備を導入する法人及び個人
内容	
<p>ソーラーシェアリング事業に必要な発電設備を導入する法人及び個人 ソーラーシェアリング事業に必要な設備資金の支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額 2,000万円以内 ・貸付期間 原則15年以内 ・資金使途 ソーラーシェアリング設備資金 ・貸付金利 変動金利（当金庫所定金利） 	
利用要件	
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光売電債権および太陽光発電設備に対し譲渡担保権を設定（詳しくは、問い合わせ先に確認してください。） ・保証人の徴求 <p>法人の場合は代表者1名 個人事業主の場合は事業承継者1名</p>	
利用方法	お問い合わせ先
当金庫各支店にお問合せください。	業務部 018-866-6171

機関名	所在地
筑波銀行	茨城県つくば市竹園1-7
サービス名	対象
あゆみ「ECOローン」	法人および個人事業主
内容	
<p>「省エネ効果のある設備」または「再生可能エネルギー設備」に関する資金需要に対応するもの</p> <p>融資金額：3,000万円以内</p> <p>※3,000万円超の場合は、個別相談対応</p> <p>融資期間：20年以内</p> <p>融資利率：1.35%（変動金利・平成30年9月現在）</p>	
利用要件	
一般融資に準じます。	
利用方法	お問い合わせ先
当行の営業店へお問い合わせください。	営業企画部 029-859-8111

機関名	所在地
飯能信用金庫	埼玉県飯能市栄町24-9
サービス名	対象
地域貢献資金「CSR」	<p>農業者（法人含む）</p> <p>少子高齢化、環境関連、地域貢献関連に携わる法人・個人の方、経営の高度化を図る法人・個人の方</p>
内容	
<p>農業関連事業や社会的事業、地域貢献事業に必要な資金を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資金額：原則1億円以内 ・貸付期間：10年以内 ・融資利率：当金庫所定利率 ・原則無担保 	
利用要件	
上記対象者。当金庫所定の基準を満たす方	
利用方法	お問い合わせ先
最寄りの営業店にお問い合わせください。	<p>営業推進部</p> <p>042-972-8111</p>

機関名	所在地
城南信用金庫	東京都品川区西五反田7-2-3
サービス名	対象
ソーラーシェアリング事業に必要な資金を支援します	ソーラーシェアリング事業に必要な発電設備を導入する法人
内容	
ソーラーシェアリング事業にかかる資金	
利用要件	
<ul style="list-style-type: none"> • 農地法の農地転用等の許可を要する。 • 営農の適切な継続が確保されていることを制限条項として付し、抵触した場合には、期限の利益を喪失する。 • 土地所有権もしくは地上権に抵当権を設定 • 太陽光売電債権および太陽光発電設備に対し譲渡担保権を設定 • 太陽光発電設備に付保する損害保険に対し根質権を設定 • 売電債権入金口座に対し根質権を設定 	
利用方法	お問い合わせ先
本部相談窓口にお問い合わせ下さい	融資企画課 03-3493-8111

機関名	所在地
株式会社東京スター銀行	東京都港区赤坂二丁目3番5号
サービス名	対象
営農型太陽光発電に係る融資組成	営農型太陽光施設を保有しているSPC、またその従事者
内容	
<p>営農型太陽光発電の建設、運営を検討している農業事業者や発電事業者に対して、FIT 制度による売電収入に依拠したキャッシュフローを返済原資とした融資をプロジェクトファイナンスの形式で発電施設の建設費用などの必要資金を支援。 諸条件はご相談下さい。</p>	
利用要件	
担当者にご相談下さい。	
利用方法	お問い合わせ先
連絡先までお問合せ下さい。	資産金融本部 事業ファイナンス部 事業開発 03-3224-3818

機関名	所在地
高知銀行	高知県高知市堺町2番24号
サービス名	対象
対応した商品は無いため、プロパー融資で対応	農業者、発電事業者
内容	
<p>営農型太陽光発電を行おうとする農業者、農業団体および農業者の所有する農地を賃借して太陽光発電事業を行おうとする発電事業者に対してプロパー融資等で対応。農事法人の設立にも関与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：17年以内（太陽光設備）農業部門は案件毎対応 ・資金使途：営農型太陽光発電事業への取り組みに必要な資金全般 	
利用要件	
プロパー融資対応であり特段利用要件はない。	
利用方法	お問い合わせ先
高知銀行 営業店にて受付	地域連携ビジネスサポート部 088-871-1071

機関名	所在地
(沖縄県以外) 日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)	東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
(沖縄県) 沖縄振興開発金融公庫	沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26
サービス名	対象
環境・エネルギー対策貸付	中小企業向け 国民一般向け（個人事業主など）
内容	
<p>中小企業や個人事業主などが非化石エネルギー設備を導入する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。</p> <p>対象設備：再エネ発電設備 → 太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再エネ熱利用設備 → 太陽熱、温度差工機、バイオ熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備 → バイオマスエネルギー</p> <p>償還期限：20年以内 貸付限度：【中小企業向け】7億2,000万円以内（特利限度額4億円） 【国民一般向け】7,200万円以内 貸付利率：基準利率 → 太陽光 特別利率①（基準利率-0.40%） → 太陽光（10kW以上の自家消費型）、太陽熱、地中熱 特別利率②（基準利率-0.65%） → 上記以外の設備 利率一例：【中小企業向け】貸付期間5年以内基準利率 → 1.11%（H31.1.17現在） 【国民一般向け】貸付期間5年以内基準利率 → 1.76%（H31.1.17現在）</p>	
利用要件	
<p>【中小企業向け】中小企業の長期資金向け。 【国民一般向け】小口、短期の資金向け。借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。</p>	
利用方法	お問い合わせ先
右記へお問い合わせください。	<p>(沖縄県以外) 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 又は各支店中小企業事業、国民生活事業</p> <p>(沖縄県) 沖縄振興開発金融公庫各支店</p>

機関名	所在地
(沖縄県以外) 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノ ースタワー
(沖縄県) 沖縄振興開発金融公庫	沖縄県那覇市おもろまち1-2 -26
サービス名	対象
農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	認定農業者
内容	
<p>認定農業者が、農業経営の改善のために営農型太陽光発電設備を設置する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。</p> <p>償還期限：25年以内（据置期間：10年以内） 貸付限度：原則個人3億円、法人10億円 貸付利率：0.16～0.30%（H31.1.24現在）</p>	
利用要件	
<p>認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）</p> <p>※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。</p>	
利用方法	お問い合わせ先
各支店へお問い合わせください	(沖縄県以外) 日本政策金融公庫各支店農林水産事業 (沖縄県) 沖縄振興開発金融公庫各支店

機関名	所在地
石川県信用農業協同組合連 合会	石川県金沢市古府 1-220
サービス名	対象
アグリパワー資金	組合員（個人・法人・任意団体お よび農事組合法人）
内容	
<p>組合員等が行う地域農業および農村地域の発展に資する再生可能エネルギー利用の取組みに必要な資金を融通。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：最長 20 年以内（据置期間 3 年以内） ・貸付限度：事業費の 100%以内 （貸付上限額は 5,000 万円） ・貸付利率：下表のとおり（本年 9 月時点） <p>変動 0.75% 固定 5 年以内 1.50% 固定 5 年～10 年 1.57% 固定 10 年超 1.69%</p>	
利用要件	
<p>農業生産または加工・流通を行っていること 個人の場合、年齢が 20 歳以上で最終償還時の年齢が満 80 歳を超えない方</p>	
利用方法	お問い合わせ先
最寄りの石川県下 J A または石川県信用農業協同組合 連合会にお問い合わせください。	農業金融センター 076-240-5153

機関名	所在地
福井県 JAバンク	福井県福井市大手3丁目2番18号
サービス名	対象
地域農業応援資金	JA 組合員
内容	
<p>組合員・農業者等が行う地域農業および農村地域の発展に資する事業において、発電・蓄電設備器具の取得に必要とする資金</p> <p>貸出期間：15年以内 （うち、据置期間3年以内）</p> <p>貸出限度：事業費の100%の範囲内かつ5,000万円以内</p> <p>貸出利率：JA所定の利率</p>	
利用要件	
地域農業および農村地域の発展に資する事業であること	
利用方法	お問い合わせ先
福井県内 JA にお問い合わせください。	営業部 農業課 0776-27-8240

機関名	所在地
長野県信用農業協同組合連 合会（長野県 JA バンク）	長野市大字南長野北石堂町 1177-3
サービス名	対象
JA アグリマイティローン	組合員である農業者等
内容	
<p>農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金</p> <p>①専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金</p> <p>②専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金</p> <p>【補足】以下の事業は対象外</p> <p>①地域の農業生産の縮小を招くような事業</p> <p>②土地・建物等の資産を賃借して行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：最長 15 年 ・貸付限度：50 百万円 	
利用要件	
組合員・農業者等が行う事業であること	
利用方法	お問い合わせ先
お近くの JA 窓口にお問い合わせ下さい	農業部農業金融課 026-236-2080

機関名	所在地
滋賀県信用農業協同組合連 合会	滋賀県大津市京町 4-3-38
サービス名	対象
アグリマイティーマ資金 (JA)	JA 組合員である農業者、法人、 任意団体等
内容	
農業関連であれば用途を問わない、再生可能エネルギー利用の取組みにも使用可能な資金。 ※営農型太陽光発電に特化した資金はなし。	
利用要件	
<p>【貸付金利 (固定金利)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 年以内：1.475% ・1 年超 5 年以内：1.775% ・5 年超 10 年以内：1.975% ・10 年超 2.175% <p>(H30 年 12 月末まで利子補給等のキャンペーンにより最大軽減・補給後金利 0.1%)</p> <p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人 50 百万円以内 ・法人・特定農業団体等 100 百万円以内 <p>【融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期 1 年以内 ・長期 10 年以内 (ただし対象事業に応じ最長 20 年以内) 	
利用方法	お問い合わせ先
JA 窓口にお問い合わせください	営業部農業金融・受託担当 077-521-1635

機関名	所在地
奈良県農業協同組合	奈良県奈良市大森町 57-3
サービス名	対象
アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	農業者
内容	
<p>アグリマイティー資金にて対応 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金） 農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：20年以内 ・貸付限度額：5,000万円以内 ・貸付利率：1.0%（平成31年3月末まで） <p>※営農型太陽光発電に特化した支援はありません</p>	
利用要件	
農業者であること 奈良県農業信用基金協会の保証を受けられること	
利用方法	お問い合わせ先
各支店へお問合せください	融資運用部 融資課 0742-27-4035

機関名	所在地
山口県信用農業協同組合連 合会	山口県山口市小郡下郷 2139
サービス名	対象
再生可能エネルギー支援資金	JA の組合員である個人(非農業者含む)/法人 ※ 農事組合法人については、全量売電を目的とする発電事業を行うことは農業協同組合法上、認められていないことから対象外。
内容	
<p>農業外事業資金として、太陽光を含む全量売電目的の資金に対応。 基金協会保証を付保。 自己保有の資産への設置につき対応（自己保有資産の利活用）。 農地の場合、転用許可済みの場合対応可(耕作放棄地についても同様)。 貸付上限金額：農業者：5,000 万円以内。 非農業者：担保価格の範囲内または 1,000 万円以内のいずれか高い金額。 貸付利率：JA 所定 貸付期間：1 年（12 か月）以上 20 年（240 か月）以内。</p>	
利用要件	
太陽光については出力 10kw 以上のもの	
利用方法	お問い合わせ先
県内の各 JA にお問い合わせください。	営業部農業金融課 083-973-2245

機関名	所在地
JAバンク鹿児島	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 15 番地 (鹿児島県信用農業協同組合連合会)
サービス名	対象
アグリメイク資金	農業者等
内容	
<p>農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：余剰売電 7 年以内，全量売電 17 年以内 ・貸付限度：事業費の 100%の範囲内かつ 5000 万円以内 <p>※ただし，申込者の農業経営規模、総借入金（他金融機関を含む）年間元利返済額等を勘案し個別的に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率：お近くの JA へお問い合わせください 	
利用要件	
<p>以下の事業は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業生産の縮小を招くような事業 ・土地、建物等の資産を賃借して行う事業 	
利用方法	お問い合わせ先
お近くの JA へお問い合わせください	融資統括部 農業金融センター お近くの JA へお問い合わせください

農業法人の
皆さまへ



アグリシードファンド

農業法人投資育成の枠組みのご案内

- JAバンクでは、農業法人投資育成制度を実施するアグリビジネス投資育成株式会社（以下、アグリ社）と連携し、農業法人の皆さまにとってより活用しやすい資本ご提供（議決権のない資本※1、※2）の枠組みをご用意いたしました。
- 以下の基準に該当されるお客さまは、アグリ社による投資育成制度を活用し、自己資本を増強することが可能です。（ただし、アグリ社による個別審査があります。※3、※4）
- アグリ社の出資金額は10百万円以下、期間10年です。

基本的な 条件

- 農業法人もしくは農業に関する事業を営む法人であること（農業法人については、認定農業者であること、または認定農業者になることが確実である者）
- 会計は複式簿記により行っていること
- 計算書類を年に1回以上作成していること
- 直近の決算において債務超過でないこと（債務超過であったとしても直近決算において経常利益および税引後当期純利益が黒字化しており、5年以内に解消できると見込まれること）
- 経常利益及び税引後当期利益が過去3年連続赤字ではないこと
- 経営者が農業関連業務の経験者であること
- 金融機関からの借入金の返済が当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）など（※5）

※1 農事組合法人については、議決権付きとなります。

※2 投資後10年を経過する前に、アグリ社から投資先法人に対して、株式等について譲渡の相談をさせていただきます。

※3 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。

※4 ご提出いただく事業計画等について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

※5 詳しい条件については、アグリ社またはJAバンクにお問い合わせください。

Q&A

(よくあるご質問)

Q アグリ社とは何ですか

A 正式名称はアグリビジネス投資育成株式会社です。平成 14 年に、JAグループと日本政策金融公庫（当時、農林漁業金融公庫）の出資により設立され、主に農業法人の皆さまへの出資を行っております。詳しくはアグリ社のホームページをご覧ください。
(www.agri-invest.co.jp/)

Q アグリシードファンドの特徴は何ですか

A 出資額に一定の制限を設けつつ、現時点の財務状況のみならず将来の育成可能性にも配慮した基準により、今後、地域農業の中核的な担い手となっていただける農業法人の皆さまにとってこれまでよりも活用しやすい制度となっております。

Q 出資を申し込んでどれくらいで結果がわかりますか

A 審査には、借入の場合より時間がかかります。また、出資をお断りする場合もありますので、その場合の資金調達等の代替案もあわせてご検討ください。

Q 出資を受けた場合、自分の株主はJAになるのですか

A 株主（出資者）はアグリ社になります。JA・信連・農林中金は農業法人の皆さまをアグリ社へご紹介しており、個別出資条件や契約については、お客さまとアグリ社との間で協議・決定頂きます。

アグリ社への紹介に関するご相談はお近くのJAバンク（JA・信連・農林中金）まで。

7. 国の支援施策

営農型太陽光発電の取組にも活用可能な国の支援施策を紹介しています。

営農型太陽光発電に係る国の支援施策

- 営農型太陽光発電の取組に当たって、利用できる支援メニュー（※）を掲載しています。
※ 2019 年度予算案概算決定時点
- 掲載されている施策の内容は、各施策の概要ですので、実際の施策利用に当たっては、
各項のお問い合わせ先または「相談窓口」（26 頁参照）までご確認ください。

【掲載一覧】 ※印は FIT 併用不可

分類	支援メニュー	問い合わせ先	頁
相談	計画策定等の相談をしたい (地域資源活用展開支援事業)	農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 03-6744-1508 (直通)	61
実証・研究	高収益農業の実証を行いたい (営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業) ※ (注)2018 年度からの継続事業のみ	農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 03-6744-1507 (直通)	61
実証・研究	研究情報を探したい (アグリサーチャー)	農林水産省 農林水産技術会議事務局 03-3502-0536 (直通)	62
実行可能性調査	地域の課題解決に向けて取組の実現可能性を調査したい (地域の多様な課題に 대응する脱炭素型地域づくりモデル形成事業) ※	環境省大臣官房 環境計画課 03-5521-8233 (直通)	63
設備導入	営農型太陽光発電設備を導入したい (再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業) ※	環境省地球環境局 地球温暖化対策課 03-5521-8355 (直通) 農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 03-6744-1507 (直通)	64
資金調達	グリーンボンドによる資金調達を行いたい (グリーンボンド発行促進体制整備支援事業) ※	環境省大臣官房 環境経済課 03-5521-8240 (直通)	65
事業化支援	地域の低炭素化事業を推進する事業体づくりを支援します (地域低炭素化推進事業体設置モデル事業) ※	環境省大臣官房 環境計画課 03-5521-8233 (直通)	66

出資	出資を受けたい (地域低炭素投資促進ファンド事業)	環境省大臣官房 環境経済課 03-5521-8240 (直通)	67
税制	税制の優遇を受けたい (省エネ再エネ高度化投資促進税制 (再エネ))	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 03-3501-4031	68、 69
税制	税制の優遇を受けたい (再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)) ※	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 03-3501-4031	70

持続可能な循環資源活用総合対策及び食料産業・6次産業化交付金のうち
再生可能エネルギー導入等の推進

【平成31年度予算概算決定額 1・51(56)百万円
 2・1,434(1,678)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組や地域のバイオマスを活用した産業化等に必要
 な施設整備等を支援します。

＜政策目標＞

- バイオマス産産都市における新産産を400億円規模まで拡大 [平成37年まで]
- 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る経済規模を600億円に拡大 [平成35年度まで]

＜事業の内容＞

1. **地域資源活用展開支援事業（持続可能な循環資源活用総合対策で実施）**
- 市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、**事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援**します。

2. **食料産業・6次産業化交付金**

- ① **バイオマス利活用の推進**
 - バイオマス産産都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。
- ② **バイオマス利活用施設整備**
 - ア 地域波及モデル施設整備支援
 - バイオマス産産都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な地域波及モデルとなる施設整備を支援します。
 - イ 新たな実用化技術を活用した施設整備支援
 - バイオマス産産都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な新たな技術を活用する施設整備を支援します。
- ③ **営農型太陽光発電の高収益農業の実証**
 - 太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、**高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指す**ために、実証試験等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



(2の事業)

【お問い合わせ先】 食料産産局バイオマス循環資源課（03-6738-6479）

＜事業イメージ＞

➤ バイオマス利活用の推進及びバイオマス利活用施設整備

バイオマス産産都市：原料収集から製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産産を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。



※ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用する場合、発電するための発電設備に係る経費は支援対象外

➤ 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

農業の未来をつくる情報プラットフォーム

アグリサーチャー



アグリサーチャー(<https://mieruka.dc.affrc.go.jp/>)は、生産者と研究成果をつなぎ、最新の研究成果を提供する検索システムです。

約30,000件の研究情報 と 約4,000名の研究者情報 を収録した農業の未来をつくるプラットフォームです。

こんなご要望はありますか!?

生産者の皆様

最新の品種や生産技術にチャレンジしたい!

今の仕事、もっと機械化・省力化できないか?

化学農薬に替わる安全な防除方法や天敵利用を知りたい。

研究者の皆様

研究成果をわかりやすく生産者に伝えたい!
現場で使ってもらいたい!

開発した技術をより良くするためにユーザー視点の声をもらいたい、現場の意見が聞きたい!

アグリサーチャーを使うと、ご要望にお答えできる。

研究成果や研究者を簡単に見つけることができます。





背景・目的

自然災害の激甚化や記録的な酷暑など気候変動の影響が懸念されるとともに、様々な地域の課題が顕在化している。環境省が進める地域資源の活用による脱炭素型地域づくりは、こうした課題にも対応するものであり、今後一層取組を強化していく必要がある。また、従来の再エネに加え、2019年以降順次買取期間が終了する住宅用太陽光発電の再エネも今後地域資源としての活用が期待される。このため、各地で自治体や企業、さらには住民が一体となって、地域循環型の取組を底上げし、推進していくための効果的な支援策を強化する。

これにより、第五次環境基本計画に謳われた地域資源を持続可能な形で最大限活用する「地域循環共生圏」を念頭に置いた、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。

事業概要

① 地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業・買取期間終了後の再エネ活用事業の実現可能性調査支援

地方公共団体と地元企業等が連携し、再エネを拡大する事業やFIT買取期間終了後の再エネ由来電力を活用する事業について実現可能性の調査を支援。

② 地域の循環資源を活用した資源生産性の向上に係る事業の実現可能性調査支援

地方公共団体が地域の循環資源を活用して実施する、①地域の資源生産性向上、②低炭素化の推進、③地域経済の活性化の3つを同時達成する事業について実現可能性の調査を支援。

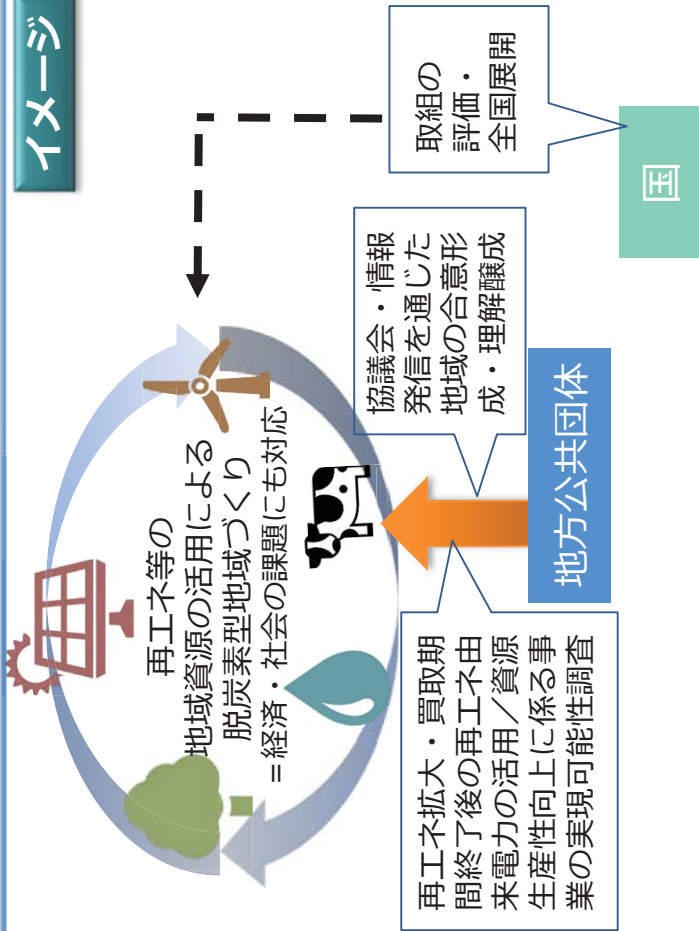
③ 住民参加型協議会の運営及び情報発信支援

地域資源である再エネや余剰電力を地域内で製造・供給・利用する取組は企業だけでなく消費者である住民の理解と後押しが必要。こうした低炭素な地域づくりの仕組みを作り上げるため、地方公共団体を中心となり地域関係者と合意形成等を行うための取組や、必要な情報や知見を周知する取組を支援。

④ 取組の評価・検証及び全国展開のための広報活動

①～③の取組について評価・検証を行うとともに、優良な事例を全国展開するための広報活動等を実施。

事業目的・概要



事業スキーム

事業実施期間：2019～2023年度

環境省

非営利法人

地方公共団体

<①～③ 間接補助事業/補助対象者：地方公共団体>

①・② 補助率：定額(上限1,000万円)

③ 補助率：定額(上限300万円)

<④ 委託事業/委託対象者：民間事業者等>

期待される効果

- ✓ 再エネの拡大・買取期間終了後の再エネ由来電力の活用及び資源利用効率の最大化など、地域資源を活かした脱炭素型地域づくりに係る事業の事例を形成。
- ✓ 各地域で地域循環共生圏の創造に向けた取組を横展開。



再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、
再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業
 (農林水産省連携事業)

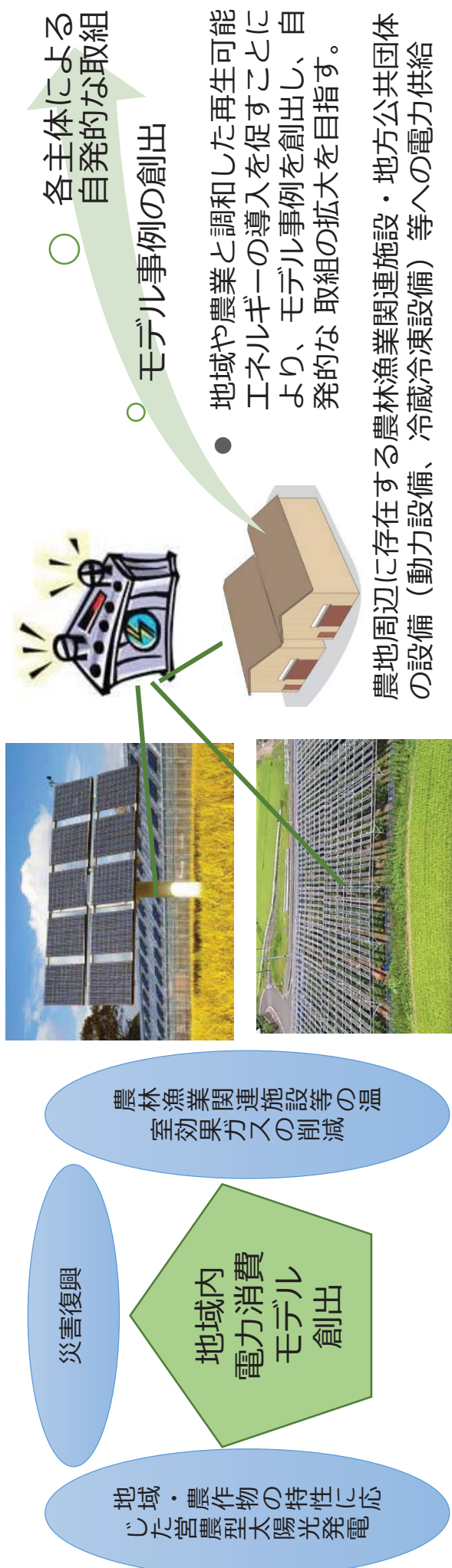
**農業と再生可能発電を両立し、
 地域内電力消費を目指します。**

平成31年度(2019年度) 予算案50億円(内数)
 実施期間：平成30年度～32年度(2020年度)

○対象者
 自治体、自治体と連携した民間事業者、農業者(農業法人を含む)等

○補助内容
 営農地における再生可能エネルギーシェアリングモデルシステムの構築に係る
太陽光発電、蓄電池、自営線等の設備導入費用の2分の1を補助

※FITとの併用は不可
 ※農業に関する設備導入費用は補助対象外





グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

2019年度予算(案)
500百万円(850百万円)

大臣官房
環境経済課

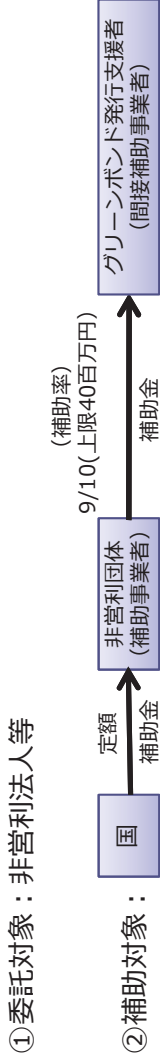
背景・目的

- 2度目標の達成のために必要な巨額の投資をまかなうためには、民間資金を低炭素化事業(再エネ、省エネ等)に大量導入していくことが不可欠である。このための有効なツールとして、近年、国際的に「グリーンボンド」が活発に発行されている。
- 我が国においてもグリーンボンドの発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続に加え、グリーンボンドプラットフォームの検討・策定・運用が必要となることから、十分に導入されているとは言えない。グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けては、その発行支援を的確に行える主体の存在が重要となる。
- このような状況を踏まえ、我が国におけるグリーンボンドの発行支援体制を整備し、グリーンボンドの発行・投資を促進し、グリーンボンドにより企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に低炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

事業概要

- ① 登録発行支援者の登録・公表
グリーンボンドの発行支援を行う者の登録・公表を行う。
- ② グリーンボンド発行支援体制の整備
グリーンボンドを発行しようとする者(企業・自治体)に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援(外部レビュー付与、グリーンボンドプラットフォーム整備)のコンサルティング等)を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

事業スキーム

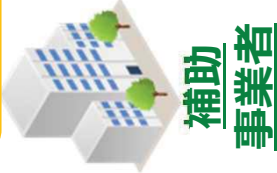


期待される効果

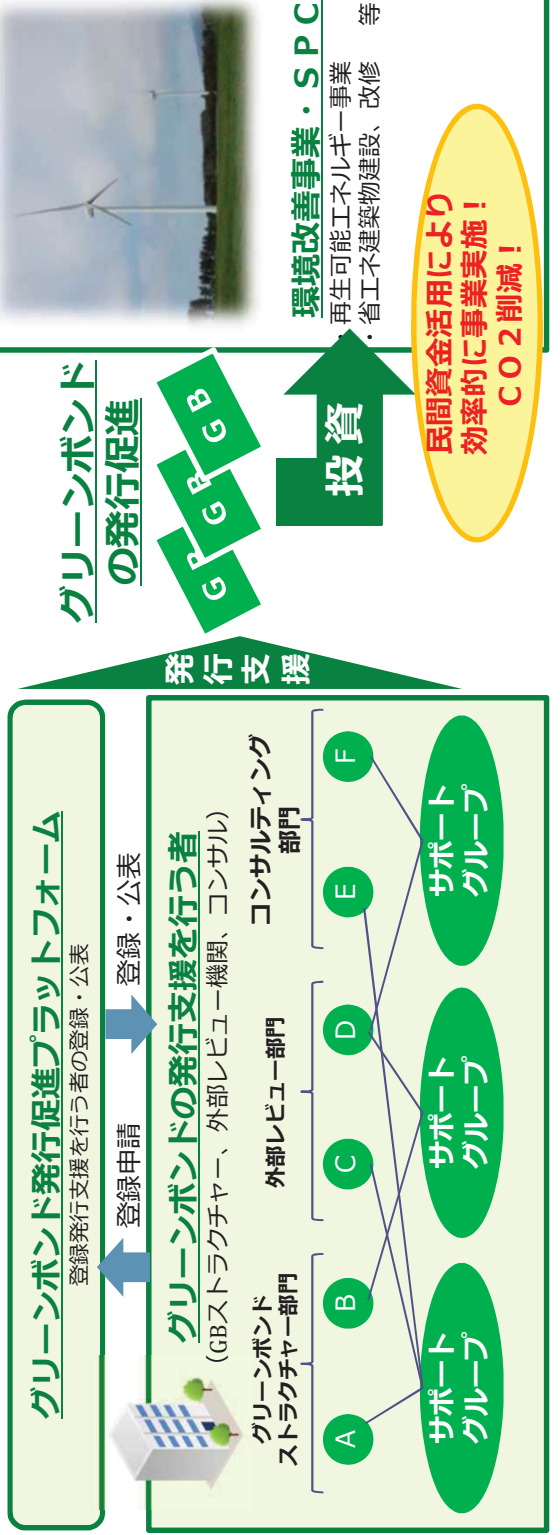
グリーンボンドにより調達した民間資金が低炭素化事業に活用され、それによって効率的にCO2削減が図られる。

イメージ

- ① 発行支援コスト(外部レビュー付与、コンサル等)を支援



補助事業者





地域低炭素化推進事業体設置モデル事業

2019年度予算(案)
100百万円(100百万円)

大臣官房
環境計画課

背景・目的

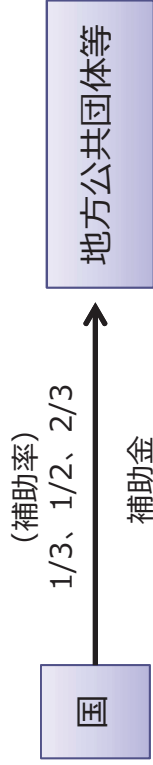
- 地域新電力のような、地域の再生可能エネルギーの活用等により低炭素化を推進する事業体には、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地方公共団体の積極的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。

事業概要

地方公共団体の積極的な参画・関与の下、低炭素化事業を実施する事業体を地域金融機関、地元企業、一般市民等の出資によって設置する場合に、事業化(事業体の立ち上げ又は拡充)に係る費用の一部を補助する。

事業スキーム

実施期間：平成30年度～32年度(2020年度)(最大3年間)

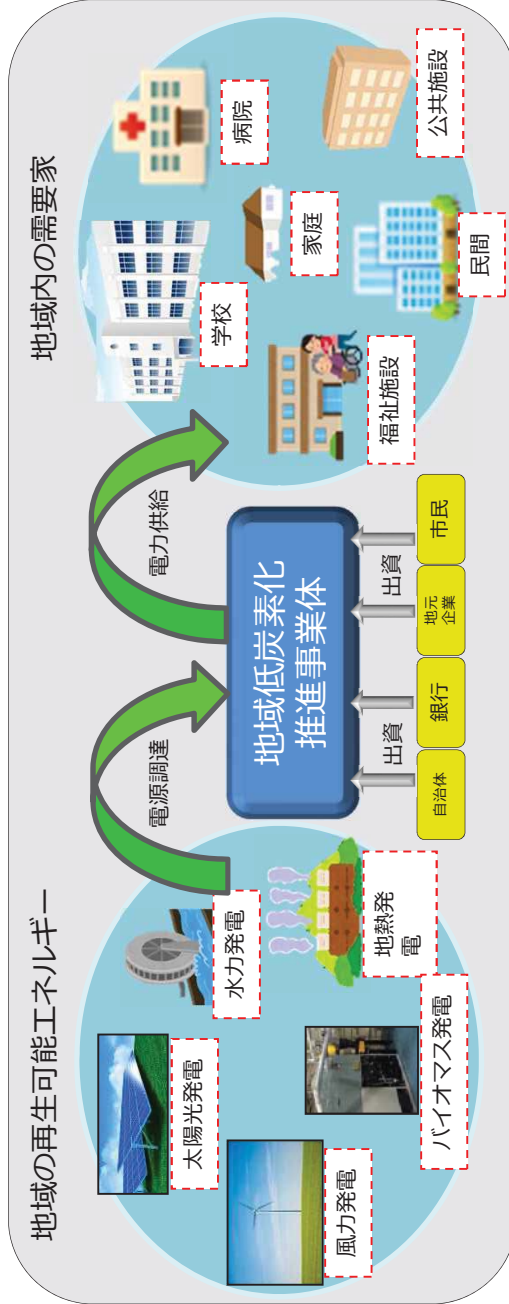


期待される効果

- 地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体の形成
- 将来的な他地域への自立的な普及に向けた事業モデルの確立

事業目的・概要等

イメージ



- <事業体の主な特徴(例)>
- 地方公共団体の積極的な参画・関与
 - 地域金融機関の協力(資金調達、事業性の評価等)
 - 地元企業や一般市民の出資
 - 電源調達に占める再生比率の向上(CO2排出係数の低減)
 - 需給管理等の事業ノウハウ蓄積
 - 地域課題の同時解決等



地域低炭素投資促進ファンド事業

2019年度予算（案）
4,600百万円（4,800百万円）

大臣官房
環境経済課

背景・目的

- 低炭素社会を創出するには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが不可欠。
- 固定価格買取制度の認定を受ける太陽光発電以外の再生可能エネルギー事業等については、固定価格買取制度の導入後において、太陽光発電に比べ伸び率が非常に低い。
- このような、民間だけでは十分に進んでいない再生可能エネルギー事業（風力、中小水力、バイオマス、地熱・温泉熱）等について、その普及に向けた課題を克服し、普及をさらに促進していくことが必要。
- 国際的にも、低炭素投資促進のための「グリーン投資銀行」による投資促進が重要な政策テーマとして注目されている。

事業概要

※本事業は平成25年度より実施。

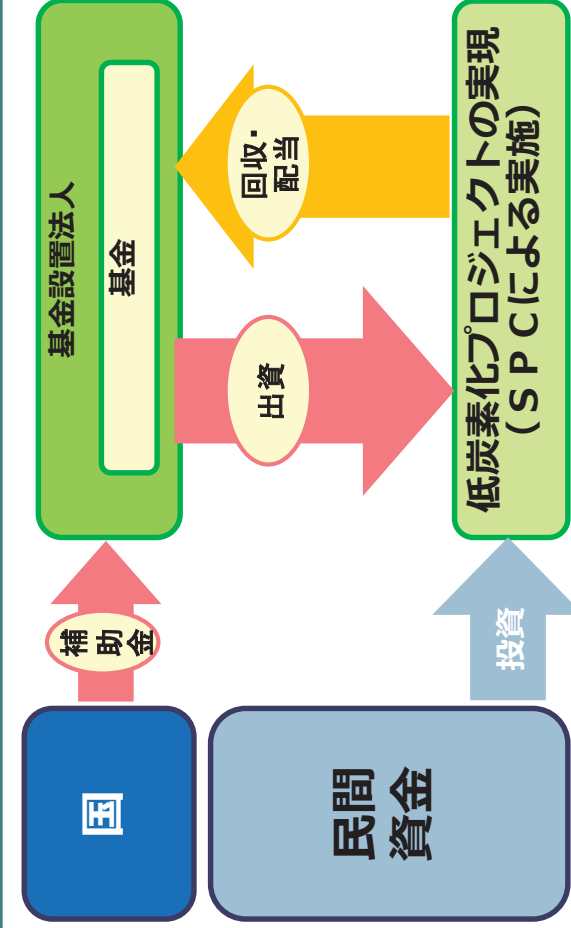
- 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに地域の資金を含む民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを出資により支援し、その審査やモニタリングの過程において様々な助言等を行う。
- ※固定価格買取制度の認定を受ける太陽光を除く。

期待される効果

- 本事業により地域において低炭素化プロジェクトが導入される。
- 出資案件の組成・モニタリング等を通じて得た知見・経験を踏まえて相談・助言等を行うことにより、地域全体での低炭素化に寄与する事業、条件が不利な地域における再生可能エネルギー事業等、低炭素化プロジェクトが波及的に広がることが期待される。

事業スキーム

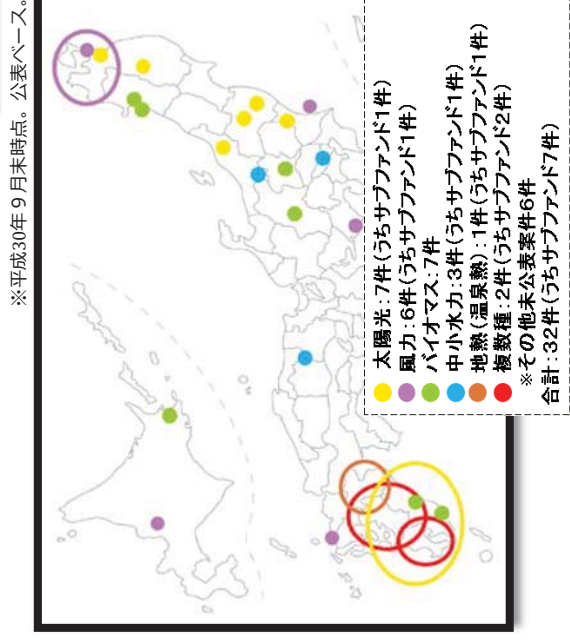
- 補助事業（基金事業）



CO2削減効果: 1,004,219t/年（32件合計）



【これまでの出資決定案件】



省エネ再エネ高度化投資促進税制＜再生可能エネルギー＞

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

制度概要

【適用期限：平成31年度（2019年度）末まで（2年間）】

- 導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するための税制措置を講ずる。
- 再エネ設備及び付带的設備を導入することで、発電量（kWh）の増加に資する先進的な設備投資等に対して、20%の特別償却を講ずる。

本税制の対象設備

□ 再エネ設備

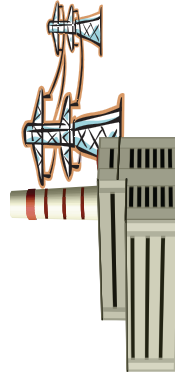
中小水力発電設備、木質バイオマス発電設備・熱供給装置・熱供給装置、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備
※先進的要件を満たすものに限定（木質バイオマスは熱電併給等の場合、中小水力はコスト一定以下のものを導入する場合、等）

□ 付带的設備

蓄電池、自営線、風力発電関係設備（系統安定化・メンテナンス高度化設備）

具体例① 木質バイオマス発電設備（熱電併給）

- ボイラー等の熱供給装置を設置し、熱電併給によってエネルギー効率向上。



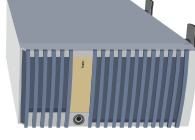
発電設備



熱供給装置

具体例② 付带的設備（メンテナンス高度化設備）

- 風車の異状振動を感知するセンサー等メンテナンス高度化設備を設置・活用し、設備利用率向上。



メンテ高度化設備



発電設備

対象設備及び要件について

	対象設備	各設備の要件
再エネ設備	<p>中小水力発電設備（3万kW未満）</p>	<p>○1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 200kW未満・・・272万円/kW 200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW 1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW</p>
	<p>地熱発電設備（1,000kW以上）</p>	<p>○設備利用率80%を超えると見込まれるもの</p>
	<p>バイオマス利用装置</p> <p>一 木質バイオマス発電設備（2万kW未満）</p>	<p>○木質バイオマス燃料の年間利用率80%を超えると見込まれるもの ○下記のいずれかを満たすもの ・設備利用率80%を超えると見込まれるもの ・熱電併給を行うもの ・1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 2,000kW未満・・・62万円/kW 2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW</p>
付帯的設備	<p>二 木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h未満）</p>	<p>○木質バイオマス燃料の年間利用率が80%を超えると見込まれるもの ○装置のうち、ボイラーの熱効率80%を超えるのもの</p>
	<p>三 バイオマス利用メタンガス製造装置</p>	<p>○熱電併給を行うもの</p>
	<p>風力発電装置専用機械類</p>	<p>-</p>
	<p>周波数変動制御装置</p>	<p>-</p>
	<p>発電出力制御装置（ウィンドファームコントローラー）</p>	<p>○接続される風力発電装置※の発電出力が1万kW以上のもの ※遠隔出力制御装置については、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。</p>
	<p>異常検出装置（コンディションモニタリングシステム）</p>	<p>○接続される風力発電装置※の発電出力が1万kW以上のもの ※遠隔出力制御装置については、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。</p>
<p>定置用蓄電設備</p>	<p>○蓄電出力が接続される再エネ設備（※）の発電出力と比較して同等以下のもの</p>	<p>○蓄電出力が接続される再エネ設備（※）の発電出力と比較して同等以下のもの</p>
<p>電線路（自営線）</p>	<p>○再エネ設備（※）のいずれか又はその附属設備（定置用蓄電設備を含む。）と電気的に接続するもの ○再エネ設備（※）を所有する者が維持し運用するもの</p>	<p>○再エネ設備（※）のいずれか又はその附属設備（定置用蓄電設備を含む。）と電気的に接続するもの ○再エネ設備（※）を所有する者が維持し運用するもの</p>

※太陽光発電設備（10kW以上）、風力発電設備（1万kW以上）、税制の要件を満たす中小水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス利用装置

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要

【適用期限：平成31年度（2019年度）末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【バイオマス】



【地熱】



【中小水力】



○課税標準の一覧

対象設備	発電出力	課税標準	要件
太陽光発電設備（10kW以上）	1,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	FIT認定外 (自家消費型補助金の交付を受け取得した設備)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2～5/6)	FIT認定
	20kW未満	3/4 (7/12～11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	2/3 (1/2～5/6)	
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)	
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
バイオマス発電設備（20kW未満）	1万kW以上	2/3 (1/2～5/6)	
	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)	

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

Memo